

関連する厚生労働省通知

- 平成 30 年 2 月 7 日
「地域医療構想の進め方について」
- 令和 2 年 1 月 17 日
「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」
- 令和 2 年 8 月 31 日
「具体的対応方針の再検証等の期限について」
- 令和 4 年 3 月 24 日
「地域医療構想の進め方について」
- 令和 5 年 3 月 31 日
「地域医療構想の進め方について」
- 令和 6 年 3 月 28 日
「2025 年に向けた地域医療構想の進め方について」

医政地発0207第1号
平成30年2月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）は、平成28年度中に全ての都道府県において策定され、今後は、地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を通じて、構想区域（同法第30条の4第1項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとにその具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」において、地域医療構想の達成に向けて、構想区域ごとの地域医療構想調整会議での具体的議論を促進することが求められている。具体的には、病床の役割分担を進めるためのデータを国から都道府県に提供し、個別の病院名や転換する病床数の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、それぞれの地域医療構想調整会議において2年間程度で集中的な検討を促進することが求められている。

このため、都道府県が、地域医療構想の達成に向けて医療機関などの関係者と連携しながら円滑に取り組めるように、地域医療構想の進め方について下記のとおり整理したので、ご了知の上、地域医療構想の達成に向けた検討を進めるとともに、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等に周知願いたい。

記

1. 地域医療構想調整会議の進め方について

（1）地域医療構想調整会議の協議事項

「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」においては、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進すること」とされていることを踏まえ、都道府県においては、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること。

この具体的対応方針のとりまとめには、地域医療構想調整会議において、平成37（2025）年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の

- ① 平成37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - ② 平成37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数
- を含むものとすること。

なお、平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、各都道府県における具体的対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮することとする。

ア. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

(ア) 公立病院に関すること

病院事業を設置する地方公共団体は、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知）を参考に、公立病院について、病院ごとに「新公立病院改革プラン」を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に、平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を決定すること。また、具体的対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

この際、公立病院については、

- ① 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
- ② 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③ 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
- ④ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

などの役割が期待されていることに留意し、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお①～④の医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(イ) 公的医療機関等2025プラン対象医療機関に関すること

公的医療機関等2025プラン対象医療機関（新公立病院改革プランの策定対象となっている公立病院を除く公的医療機関等（医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）、国立病院機構及び労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院、特定機能病院をいう。以下同じ。）は、「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」策定について（依頼）」（平成29年8月4日付け医政発0804第2号厚生労働省医政局長通知）に基づき、公的医療機関等2025プランを策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を決定すること。また、具体的対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

この際、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ公的医療機関等2025プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(ウ) その他の医療機関に関すること

その他の医療機関のうち、開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、速やかに平成37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、平成37（2025）

年に向けた対応方針を決定すること。また、対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

それ以外の全ての医療機関については、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、遅くとも平成30年度末までに平成37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、平成37（2025）年に向けた対応方針を決定すること。また、対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

（エ）留意事項

都道府県は、新公立病院改革プランや公的医療機関等2025プラン、病床機能報告（医療法第30条の13に規定する病床機能報告をいう。以下同じ。）の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求める。

都道府県は、病床機能報告において、6年後の医療機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関に対して、速やかに、①都道府県への理由書提出、②地域医療構想調整会議での協議への参加、③都道府県医療審議会での理由等の説明を求めた上で、当該理由等がやむを得ないものと認められない場合には、同法第30条の15に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床機能を変更しないことを命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、同法第30条の17に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、同法第30条の18に基づき、その旨を公表すること。

イ. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

（ア）全ての医療機関に関すること

都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明すること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる病棟を有する医療機関に対しては、都道府県は、速やかに、医療法第7条の2第3項又は第30条の12第1項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、非稼働の病床数の範囲内で、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、同法第30条の12第2項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命

令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、同法第7条の2第7項又は同法第30条の12第3項に基づき、その旨を公表すること。

(イ) 留意事項

都道府県は、病床がすべて稼働していない病棟を再稼働しようとする医療機関の計画を把握した場合には、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、構想区域の他の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、現在稼働している病棟の稼働率を上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて地域医療構想調整会議において十分に議論すること。特に、再稼働した場合に担う予定の病床機能が、構想区域において過剰な病床機能である場合には、過剰な病床機能へ転換するケースと同様とみなし、より慎重に議論を進めること。

ウ. 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

(ア) 全ての医療機関に関するここと

都道府県は、新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、開設等の許可を待たずに、地域医療構想調整会議へ出席し、①新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性、②新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性、③当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等について説明するよう求めること。なお、開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む）を把握した場合にも、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、当該構想区域において今後担う役割や機能について説明するよう求めること。

また、既存病床数及び基準病床数並びに将来の病床数の必要量との整合性の確保を図る必要がある場合には、地域医療構想調整会議での協議を経て都道府県医療審議会においても議論を行うこと。議論にあたっては、地域医療構想調整会議における協議の内容を踏まえること。

都道府県は、①新たに整備される病床が担う予定の医療機能が、当該構想区域における不足する医療機能以外の医療機能となっている、②当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないといった場合等には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、地域医療構想調整会議の意見を聴いて、医療法第7条第5項に基づき、開設許可にあたって不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与すること。また、当該開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該許可に付された条件に従わない場合には、同法第27条の2第1項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告すること。さらに、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わない場合には、同条第2項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令すること。それでもなお命令を受けた者が従わなかった場合には、同条第3項に基づき、その旨を公表すること。

(イ) 留意事項

都道府県は、今後、新たに療養病床及び一般病床の整備を行う際には、既に策定されている地域医療構想との整合性を踏まえて行うこと。具体的には、新たな病床の整備を行うに当たり、都道府県医療審議会において、既存病床数と基準病床数の

関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を踏まえ、十分な議論を行うこと。

例えば、現状では既存病床数が基準病床数を下回り、追加的な病床の整備が可能であるが、人口の減少が進むこと等により、将来の病床数の必要量が既存病床数を下回ることとなる場合には、既存病床数と基準病床数の関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を勘案し、医療需要の推移や、他の二次医療圏との患者の流入入の状況等を考慮し、追加的な病床の整備の必要性について慎重に検討を行うこと。

(2) 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

ア. 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績

(ア) 高度急性期・急性期機能

高度急性期・急性期機能を担う病床については、構想区域ごとにどのような医療機関があり、それぞれの医療機関がどのような役割を果たしているのか、地域医療構想調整会議において、個別の医療機関の取組状況を共有する必要がある。

このため、都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について協議できるよう、個別の医療機関ごとの各病棟における急性期医療に関する診療実績（幅広い手術の実施状況、がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況、重症患者への対応状況、救急医療の実施状況、全身管理の状況など）を提示すること。

また、高度急性期機能又は急性期機能と報告した病棟のうち、例えば急性期医療を全く提供していない病棟が含まれていることから、明らかな疑義のある報告については、地域医療構想調整会議において、その妥当性を確認すること。

(イ) 回復期機能

回復期機能を担う病床については、構想区域ごとにどのような医療機関があり、それぞれの医療機関がどのような役割を果たしているのか、地域医療構想調整会議において、個別の医療機関の取組状況を共有する必要がある。

このため、都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について協議できるよう、個別の医療機関ごとの各病棟における在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションに関する診療実績（急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況、全身管理の状況、疾患に応じたリハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況、入院患者の居住する市町村との連携状況、ケアマネジャーとの連携状況など）を提示すること。

(ウ) 慢性期機能

慢性期機能を担う病床については、構想区域ごとにどのような医療機関があり、それぞれの医療機関がどのような役割を果たしているのか、地域医療構想調整会議において、個別の医療機関の取組状況を共有する必要がある。特に介護療養病床については、その担う役割を踏まえた上で、転換等の方針を早期に共有する必要がある。

このため、都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について協議できるよう、個別の医療機関ごとの各病棟における療養や看取りに関する診療実績（長期療養患者の受入状況、重度の障害児等の受入状況、全身管理の状況、疾患に応じたリハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況、入院患者の状況、入院患者の退院先など）を提示すること。

イ. 個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況

都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について円滑に協議できるよう、個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況を提示すること。

ウ. 新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランに記載すべき事項

プランを策定する医療機関は、各病院・病棟が担うべき役割について円滑に協議できるよう、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報などを記載すること。都道府県は、個別の医療機関ごとの情報を整理して提示すること。

(3) 地域医療構想調整会議の運営

都道府県は、地域医療構想の達成に向けて、構想区域の実情を踏まえながら年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。地域医療構想を進めていくに当たっては、地域住民の協力が不可欠であることから、会議資料や議事録については、できる限りホームページ等を通じて速やかに公表すること。

構想区域によっては全ての医療機関が地域医療構想調整会議に参加することが難しい場合も想定されることから、構想区域の実情にあわせて医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組み合わせながら実施し、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めていくこと。

2. 病床機能報告について

(1) 病床機能報告における未報告医療機関への対応

都道府県は、病床機能報告の対象医療機関であって、未報告であることを把握した場合には、当該医療機関に対して、病床機能を報告するように求めること。

なお、都道府県は、当該医療機関に対して、医療法第30条の13第5項に基づき、期間を定めて報告するよう命令すること。また、当該医療機関が、その命令に従わない場合には、同条第6項に基づき、その旨を公表すること。

(2) 病床機能報告における回復期機能の解釈

病床機能報告制度における回復期機能の解釈に当たっては、病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量との単純な比較だけではなく、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析を行った上で、病床の機能分化及び連携を推進していくことが重要である。

具体的には、「地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について」（平成29年9月29日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）を参照されたい。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の実現に向けては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において「公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める」とされたことを踏まえ、公立・公的医療機関等については、地域の医療需要等を勘案し、地域の民間医療機関では担うことができない機能に重点化していただくよう、将来に向けた担うべき役割や病床数の具体的対応方針を策定し、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）で合意されるよう取組を推進してきたところである。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、「地域医療構想に関するワーキンググループ」で分析方法等について検討を重ね、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を行った。

については、当該分析結果を踏まえた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について下記のとおり整理したので、貴職におかれでは、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 具体的対応方針の再検証等について

(1) 基本的な考え方

地域医療構想の実現に向けては、医療機関の診療実績等にも着目した上で、住民に必要な医療を、質が高く効率的な形で不足なく提供できるかという視点の議論が不可欠である。

これまでも、各地域では地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るための様々な努力を重ねながら、公立・公的医療機関等の具体的対応方針を中心に協議が継続されてきたが、今般、さらにその取組を進めていく観点から、厚生労働省において、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」等で公立・公的医療機関等に求められている役割や疾病との関係性を踏まえ、一定の診療領域を設定し、各公立・公的医療機関等について領域ごとに以下の要件に該当するか判定することで、当該医療機関でなければ担うことができない機能に重点化が図られているかについて分析を行った。

- ① 診療実績が特に少ない（診療実績が無い場合も含む。）。
- ② 構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している（診療実績が無い場合も含む。以下「類似かつ近接」という。）。

各都道府県は、この厚生労働省における分析の結果、(2)に示す一定の基準に合致した公立・公的医療機関等に対し、各構想区域における地域医療構想調整会議で合意された当該公立・公的医療機関等の具体的対応方針が、真に地域医療構想の実現に沿ったものとなっているか再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し合意を得るよう求めていただきたい。その際、地域の実情に応じて、民間医療機関の参加も得ながら、将来を見据えた構想区域全体の医療提供体制についても議論していただきたい。

なお、厚生労働省が行った分析は、あくまで現状で把握可能なデータを用いる手法に留まるものである。このため、分析結果をもって、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くされたい。

(2) 再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証について

都道府県は、別途厚生労働省から提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」において、「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当している、又は「類似かつ近接」の要件に6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。）該当している公立・公的医療機関等（以下「再検証対象医療機関」という。）に対し、具体的対応方針について再検討するよう要請すること。

都道府県から要請を受けた再検証対象医療機関は、以下①～③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において、再検証を経た上で合意を得ること。

- ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の

変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割

- ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等）
- ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動

この際、再検証対象医療機関は、既に病床数や病床機能の再編等について、一定の対応をとることで地域医療構想調整会議の合意を得ている場合においても、構想区域内の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、その合意内容の妥当性について明示的かつ丁寧な説明を行い、改めて合意を得ること。

なお、再検証対象医療機関の中には、今回の分析において設定した領域以外の一部の診療領域に特化し、疾患特性に応じて一定の急性期機能を有しており、特定の領域において地域の民間医療機関では担うことのできない高度・先進医療や政策医療を提供している等、地域にとって重要な役割を担っている場合もある。

このため、具体的対応方針の再検証に係る地域医療構想調整会議の協議の際、当該再検証対象医療機関は、自医療機関が特定の領域において担う役割及び医療機能等について明示的かつ丁寧に説明すること。都道府県は、その説明内容や構想区域内の他の医療機関の診療実績等を踏まえ、当該再検証対象医療機関の具体的対応方針の妥当性について確認する等、慎重に議論を進めること。

（3）構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証について

再検証対象医療機関のうち、「類似かつ近接」の要件に6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。）該当している公立・公的医療機関等を有する構想区域については、類似の実績を有する医療機関が領域ごとに異なることから、機能分化・連携や機能再編等の相手方の医療機関が領域ごとに異なり、複数にわたることが考えられる。

このため、都道府県は、当該構想区域の地域医療構想調整会議において、「類似かつ近接」の要件に6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。）該当している公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る協議を行うとともに、構想区域全体における、領域（今般分析対象とした6領域を必ず含むものとし、必要に応じて他の領域を含めるものとする。）ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討し、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。

この際、別途提供する「公立・公的医療機関等と競合すると考えられる民間医療機関リスト」等を参考に、再検証対象医療機関や当該領域において「類似かつ近接」とされた公立・公的医療機関等のほか、地域の状況を踏まえ、必要な民間医療機関の参加を得た上で議論すること。

なお、都道府県は、「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当している公立・公的医療機関等を有する構想区域においても、当該医療機関の周辺にある医療機関との役割分担等を改めて整理する観点から、構想区域全体における2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について

て検討する必要があると判断する場合には、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。

(4) 一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等への対応

都道府県は、別途提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」のうち、再検証対象医療機関でなくとも、一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」（人口100万人以上の構想区域を除く。）の要件に該当した公立・公的医療機関等の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において改めて議論すること。この際、当該医療機関のうち、2019年3月末までに策定し合意された具体的対応方針が、第7次医療計画における役割及び平成29年度病床機能報告上の病床数からの変更を伴っていない医療機関等については、構想区域の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、当該医療機関の具体的対応方針の妥当性について改めて確認するなどし、引き続き議論を進めること。議論の結果、具体的対応方針の見直しが必要とされた医療機関については、見直しを行った具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において協議の上、合意を得ること。

(5) 平成29年度病床機能報告における未報告医療機関等への対応

今回の厚生労働省による分析は、平成29年度病床機能報告において報告された各医療機関の診療実績データ等を用いて行ったため、公立・公的医療機関等のうちの平成29年度病床機能報告未報告等医療機関（以下「平成29年度未報告等医療機関」という。）については分析を実施していない。

このため、今回分析を実施した公立・公的医療機関等との公平性の観点から、都道府県は平成29年度未報告等医療機関に対し、当該医療機関が策定した具体的対応方針の妥当性について、地域医療構想調整会議において改めて説明するよう要請すること。

都道府県から要請を受けた平成29年度未報告等医療機関は、今般、厚生労働省が実施した分析方法や直近の自医療機関の診療実績等を踏まえ、具体的対応方針の妥当性を地域医療構想調整会議において説明し、合意を得ること。合意を得られなかった場合は、その理由を踏まえた具体的対応方針の見直しを行い、改めて協議の上、合意を得ること。

2. 具体的対応方針の再検証等の期限及び議論の状況把握について

地域医療構想調整会議の今後の具体的対応方針の再検証等に係る協議の具体的な進め方については、地域医療構想調整会議における議論の状況を踏まえた上で整理する必要があることから、今後、厚生労働省において隨時状況の把握を行うことを想定している。

このため、当面、都道府県においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお

願いする。

その上で、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日）において、民間医療機関の対応方針策定の促進の方策の議論等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（仮）」に向けた工程表の具体化を図ることとしており、2020 年度から 2025 年までの具体的な進め方については、状況把握の結果を踏まえ、また、地方自治体の意見も踏まえながら、厚生労働省において整理の上、改めて通知する。

なお、これまでと同様、令和 2 年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、都道府県における地域医療構想の実現に向けた取組の進捗状況を勘案することとし、具体的には、各都道府県における具体的対応方針の再検証等に係る議論の状況について考慮することとする。

3. 留意事項について

都道府県は、地域医療構想調整会議における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等に係る協議に当たり、以下の点について留意すること。

- (1) 公立・公的医療機関等のうち、公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に当たっては、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意の上、協議を進めること。
- (2) 別途厚生労働省から提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」だけでなく、地域の将来推計人口及びそれに基づく疾患別の医療需要の推移に関するデータや DPC データ等、都道府県及び地域医療構想調整会議が利用可能な情報を活用し、地域の実情に関する知見も補いながら、協議を進めること。
- (3) 別途厚生労働省から提供する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」のうち、平成 29 年度病床機能報告の報告後に、医療機関の廃止並びに高度急性期及び急性期機能の廃止が行われた公立・公的医療機関等については、改めて地域医療構想調整会議において議論する必要はないこと。
- (4) 今後、人口 100 万人以上の構想区域の公立・公的医療機関等についても、「類似かつ近接」に係る具体的対応方針の再検証等に必要な検討を追って整理することとしていること。

4. 地域医療構想調整会議の運営について

都道府県は、地域医療構想調整会議の実効性を高める運営に努めるとともに、また、定例的に開催する公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る地域医療構想調整会議について、医療関係者や地域住民等の関心が高いことも想定されることから、原則、会議資料や議事録等を速やかに公表するよう努めること。

ただし、別途依頼する「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」等の都

道府県による最終確認を踏まえて厚生労働省が当該資料を確定するまでに、当該資料を用いて具体的対応方針の再検証に係る地域医療構想調整会議を開催する場合は、当該資料やそれに関する議事録については非公表として取り扱うこと。

また、個別具体的な診療領域、医療機関に話題が及ぶ場合等が想定されることから、構想区域の実情にあわせて、医療機関同士の意見交換や個別相談等の随時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られ、忌憚のない意見交換ができるよう工夫すること。

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

具体的対応方針の再検証等の期限について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における具体的対応方針の再検証等について、下記のとおり対応することとしたため御了知いただくとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. これまでの経緯

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知）においては、当面の具体的対応方針の再検証等に係る対応について、「都道府県においては「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする」と整理していたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年3月4日付け医政発0304第9号厚生労働省医政局長通知）において、2019年度中とされた再検証等の期限に関しては厚生労働省において改めて整理するとしたところである。（※）

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、具体的対応方針の再検証等の期限について、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされている。

2. 「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえた対応

今般、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところである。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始したところである。

このため、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 2 年 1 月 17 日付け医政発 0117 第 4 号厚生労働省医政局長通知）等に基づき、取組を進めていただいてきたところである。引き続き、これらの通知の記載を基本としつつ取組を進めていただく際に、追加的に留意いただく事項について、下記のとおり整理したので、貴職におかれでは、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方

今後、各都道府県において第 8 次医療計画（2024 年度～2029 年度）の策定作業が 2023 年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022 年度及び 2023 年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。

また、2024 年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035 年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2. 具体的な取組

「人口 100 万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 3 年 7 月 1 日付け医政発 0701 第 27 号厚生労働省医政局長通知）

2. (3) において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。

このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。

※ 民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観点の例（2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より）

- ・ 高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部（胆囊摘出手術や虫垂切除手術など）や内科的な診療実績（抗がん剤治療など）、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離
- ・ 回復期機能を担う病床…算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担
- ・ 慢性期機能を担う病床…慢性期機能の継続の意向や介護保険施設等への転換の意向・状況

3. 地域医療構想調整会議の運営

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。

年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うこと求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。

また、感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。

4. 検討状況の公表等

検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況を別紙様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。

なお、各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。

また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。

5. 重点支援区域

重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。

6. その他

第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下のワーキンググループ等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111（内線 2661、2663）

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

地域医療構想調整会議における検討状況

都道府県名：
(年 月 現在)

1. 全体（2及び3の合計）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

2. 公立・公的医療機関等（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

3. 2以外の医療機関（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定状況					
		合意済		協議中		協議未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

注1 「合意」とは、地域医療構想調整会議において、対応方針の協議が調うことを指す。

注2 「公立・公的医療機関等」は、以下のとおり。

- 都道府県、市町村、地方独立行政法人、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院及び有床診療所
- 特定機能病院および地域医療支援病院（医療法人を含むすべての開設者が対象）

注3 報告対象には有床診療所を含む。

（参考）有床診療所は、医療施設調査によれば、令和元年10月1日現在、全国で6,644施設となっている。

医政地発0331第1号
令和5年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）（以下「平成30年通知」という。）、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知）、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け医政発0324第6号厚生労働省医政局長通知）（以下「令和4年通知」という。）等に基づき、取組を進めていただいてきたところであるが、引き続き、これらの通知の記載を基本としつつ、「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」（令和4年12月28日第8次医療計画等に関する検討会。以下「とりまとめ」という。）等を踏まえ、追加的に留意いただく事項について、下記のとおり整理したので、貴職におかれでは、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 都道府県における地域医療構想の実現に向けたPDCAの取組

令和4年通知で示しているとおり、今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度にかけて進められる際には、各地域で記載事項（新興感染症発生・まん延時における医療）の追加等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととしている。

都道府県は、年間スケジュールを計画した上で取組を進め、進捗状況の検証を行い、地域医療構想の実現を図っているところであるが、とりまとめを踏まえ、毎年度、対応方針の策定率等を目標としたPDCAサイクルを通じて地域医療構想を推進することとする。

（1）年度目標の設定について

都道府県が毎年度設定する構想区域（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）毎の地域医療構想の推進に係る目標については、対応方針の策定率（医療機関において策定するだけではなく、地域医療構想調整会議で合意しているものであることとす

る。以下同じ。)が100%に達していない場合は、対応方針の策定率とする。その際、令和4年通知において、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う」とことしていることを踏まえ、適切な目標設定を行うよう留意する。

なお、2023年度当初において、既に対応方針の策定率が100%に達している場合における同年度の目標及び2024年度以降の目標については、合意した対応方針の実施率等とする。

また、病床機能報告の報告率が100%でない場合には、対応方針の策定の前提となる、地域における医療機能の現状と将来の見込みが正確に把握できないことから、都道府県は、病床機能報告の対象医療機関であって、未報告である医療機関に対して、病床機能報告を行うよう求めることとし、必要に応じ、法第30条の13第5項に基づき、期間を定めて報告するよう命ずること。また、当該医療機関が、当該命令に従わない場合には、同条第6項に基づく公表や法第92条に基づく過料の規定も踏まえ、適切な対応を検討することとする。その際、医療機関ごとの状況を踏まえ、丁寧な対応を心掛けること。

(2) 地域医療構想の進捗状況の検証

地域医療構想の進捗状況を検証し、病床機能報告に基づく病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量について、データの特性だけでは説明できない差異が生じている構想区域においては、当該構想区域の地域医療構想調整会議においてその要因の分析及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該会議の意見を踏まえ、以下(3)に示すとおり必要な対応を行うこと。

「データの特性だけでは説明できない差異が生じている」とは、病床機能報告に基づく地域の医療機能に過剰又は不足が生じている場合において、病床機能報告が病棟単位であることに起因する差異や、地域の実情に応じた定量的基準の導入により当該過剰又は不足について説明ができる場合を除き、これに該当するものとする。

なお、人員・施設整備等のやむを得ない事情により、2025年までに医療機能の再編の取組が完了しない場合においては、完了できない事情やその後の見通しについて具体的な説明を行うことが必要である。

(3) 進捗状況の検証を踏まえて講ずるべき必要な対応について

データの特性だけでは説明できない差異が生じている構想区域については、以下の対応を行うこと。

① 非稼働病棟等への対応

対応方針に基づく取組を実施し、データ等に基づく説明を尽くした上で、なお生じている差異として、非稼働病棟や非稼働病床の影響が考えられる(※)。

これを踏まえ、非稼働病棟に対しては平成30年通知の1(1)イに基づく対応を行うこと。その際、非稼働病棟を再稼働しようとする医療機関の計画については、2025年が間近に迫っていることを鑑み、当該病棟の再稼働のための医療従事者の確保の具体的な見込み等も含めて地域医療構想調整会議において詳細な説明を求め、十分に議論すること。

なお、生じている差異の要因の分析及び評価や必要な対応の検討に当たっては、病棟単位では非稼働とはなっていないが、非稼働となっている病床数の影響や病床稼働率が著しく低い病棟についても、病床機能報告等より把握し(※※)、その影響にも留意する必要がある。

※ 非稼働病棟等の影響について

病床機能報告においては、報告年の7月1日時点において、休棟中であって医療機能の選択が困難である場合には、今後再開予定か廃止予定かを報告し、再開予定がある場合には、2025年時点の医療機能を選択することとしている。よって、報告時点で休棟中の病床も、具体的な再開予定のある場合には2025年の見込み量に計上されている。

※※ 病床機能報告において、許可病床数と最大使用病床数を比較し、病棟単位では非稼働とはなっていないが、非稼働となっている病床数を把握することが可能である。

② 構想区域全体の2025年の医療提供体制の検討について

地域医療構想調整会議において生じている差異の要因の分析及び評価を行った結果、①の対応のみによっては、生じている差異への対応が不十分であると認められる場合には、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議を行い、その協議を踏まえて2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について議論し、当該構想区域の今後対応すべき具体的な課題を明確化した上で、当該課題を解決するための年度毎の工程表（KPIを含む。）を策定し、公表すること。

③ その他の地域医療構想調整会議の意見を踏まえた対応

上記①、②以外の対応が必要な場合には、地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、必要な対応を行うこと。

2. 再編検討区域について

（1）再編検討区域の基本的な考え方

新経済・財政再生計画改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）において、2023年度末までに重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を100%にすることが求められているが、地域医療構想調整会議において重点支援区域申請を行う旨の合意を得るため、協議前の再編の要否を含めた検討段階においても、一定程度のデータを用いた地域の医療提供体制の分析等が必要である。

そのため、厚生労働省において、重点支援区域の申請の要否を判断するまでの支援として、再編の検討の初期段階における複数医療機関の再編を検討する区域（以下「再編検討区域」という。）の支援を行う。

検討の結果として、再編や重点支援区域への申請を行わない等の判断もあり得るため、再編検討区域の支援に係る依頼をする段階において、重点支援区域への申請を前提とする必要はない。

都道府県は対象医療機関の合意を得た上で、別添様式にて、厚生労働省医政局地域医療計画課宛てに再編検討区域の支援に係る依頼を行う。なお、依頼は隨時受付をすることとする。

（2）再編検討区域の支援対象

複数医療機関の再編（※）を検討する事例を対象とすることとし、単一医療機関の再編を検討する事例は対象としない。

※ 再編は、地域の医療提供体制の現状や将来像を踏まえた個別の医療機関の医療提供内容の見直しを行うため、

- ・ 医療の効率化の観点から、機能の分化・連携、集約化、減床
- ・ 不足のない医療提供の観点から、地域において不足する医療機能への転換・連携等の選択肢が含まれる。

(3) 支援内容（技術的支援）

重点支援区域の申請の要否を判断するまでの支援を行うことが目的であり、技術的な支援はその目的に必要な範囲で適切に行うこととする。

- (地域医療構想調整会議に関する支援)
 - ・ 地域の医療事情に関するデータ提供
- (都道府県における検討に関する支援)
 - ・ 関係者との議論を行う際の資料作成支援

(4) 留意事項

- ① 再編に関する議論は、医療機関の経営上の利益に大きく関係し、その検討の初期段階においては、関係者間のみで検討する必要性も想定されるため、再編検討区域の支援の情報の取扱については十分に留意し、当事者及び都道府県が公表していない場合には、支援を行っていることについて厚生労働省から公表することは差し控える。
- ② 再編検討区域への依頼自体が、再編の方向性を決めるものではなく、再編検討区域として支援することとなった後も再編の議論はあくまで地域医療構想調整会議の自主的な議論によることが重要であることから、地域医療構想調整会議で議論ができる程度に検討が進んだ際には、地域の医療関係者との協議や速やかに地域医療構想調整会議で議論することが望ましい。
- ③ 重点支援区域については、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定しているため、適宜本支援を活用して検討すること。

3. その他

都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することとしており、その議論の状況については適宜情報提供していく。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111 (内線 2661、2663)

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

対象医療機関の概要

設置主体								
施設名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期		
標榜診療科								
病床機能別病床数	2025年の予定	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期		
標榜診療科								
職員数		合計	医師	看護師	技能職	事務職	その他	
病院建物建築年次								
医師供給大学								

設置主体								
施設名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期		
標榜診療科								
病床機能別病床数	2025年の予定	総病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期		
標榜診療科								
職員数		合計	医師	看護師	技能職	事務職	その他	
病院建物建築年次								
医師供給大学								

対象区域に関する情報提供

都道府県：

対象構想区域	
依頼の背景（課題、問題意識） (自由記載)	
対象医療機関の 概要 (別添資料も記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置主体、施設名、総病床数 ・ ・ ・
構想区域内の 医療機関数	<p>公 立 : 施設 (〇〇床)</p> <p>公 的 : 施設 (〇〇床)</p> <p>民 間 : 施設 (〇〇床)</p>
今後の方向性 (設置主体等で 考え方が異なる 場合全てを記載 して下さい。)	<p style="color: red;">※方向性が未決定の場合、その旨を記載。</p>
現在の議論の 進捗状況	<p style="color: red;">※検討会や、地域医療構想調整会議等の協議の場における 議論が未実施の場合、その旨を記載。</p>
その他参考と なる事項	

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

2025年に向けた地域医療構想の進め方について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」(平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和 2 年 1 月 17 日付け医政発 0117 第 4 号厚生労働省医政局長通知)、「地域医療構想の進め方について」(令和 4 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 6 号厚生労働省医政局長通知)（以下「令和 4 年通知」という。)、「地域医療構想の進め方について」(令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)（以下「令和 5 年通知」という。) 等に基づき、2022 年度及び 2023 年度に地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うほか、構想区域（医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとの年度目標の設定、地域医療構想の進捗状況の検証、当該進捗状況の検証を踏まえた必要な対応等により、PDCA サイクルを通じて地域医療構想の取組を進めていただいているところである。

今般、2025 年に向けた地域医療構想の取組を進める際に留意いただく事項について、下記のとおり整理したので、貴職におかれでは、これらの整理について御了知いただいた上で、引き続き、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方

2025 年に向けた地域医療構想の取組を進めてきた中、「病床機能報告上の病床数」は「将来の病床数の必要量」（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号イに規定する将来の病床数の必要量をいう。以下単に「必要量」という。）に近づいており、一定の進捗が認められる。一方、構想区域によっては、依然として、病床機能報告上の病床数と必要量との間に大きい差異が残っている区域があるため、当該差異の状況について、構想区域ごとに確認・分析を行った上で、地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

こうした中、「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」（令和 5 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）（別添 1）及び「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）（別添 2）を踏まえ、地域医療構想について、2025 年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進めることとする。

※ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）（抄）

- ・ 地域医療構想については、これまでの PDCA サイクルを通じた取組の進捗状況等を踏まえ、2025 年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進める。その際、国においては、都道府県・構想区域の病床機能等の状況の見える化、構想区域の効果的な事例（内容、検討プロセス等）の周知、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を設定してアウトリーチの伴走支援の実施など、都道府県における地域の実情に応じた取組を支援する。

その際、令和 4 年通知に記載のとおり、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。また、2024 年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035 年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2. 2025年に向けた国、都道府県及び医療機関における計画的な取組

2025 年に向けた地域医療構想の取組を更に推進するため、国、都道府県及び医療機関において、以下のとおり、2024 年度及び 2025 年度に計画的に取組を進める（別添 3）。

(1) 従来からの取組として、都道府県及び医療機関は、2022 年度及び 2023 年度に策定や検証・見直しを行った各医療機関の対応方針に基づき、2025 年に向けて取組を実施する。また、都道府県は、令和 5 年通知の 1. に基づき、構想区域ごとの年度目標の設定、地域医療構想の進捗状況の検証、当該進捗状況の検証を踏まえた必要な対応等により、引き続き PDCA サイクルを通じて地域医療構想を推進する。

なお、各医療機関の対応方針が未策定又は未検証である場合には、速やかに策定又は検証・見直しを行うこと。

(2) 地域医療構想については、構想区域単位で、医療提供体制上の課題を分析し、医療機関、関係団体、市町村等と連携して、地域医療構想調整会議において協議を行い、当該課題の解決に向けた取組を進めることが重要である。これまでの PDCA サイクルを通じた取組等により、地域医療構想調整会議において地域の実情に応じて関係者による協議が行われ、地域医療構想については一定の進捗が認められるところであり、これらの地域の実情に応じた取組を更に推進するため、2024 年度からの新たな取組として、病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられるモデル推進区域（仮称）及び推進区域（仮称）を設定してアウトリーチの伴走支援を実施する。

具体的には、厚生労働省において、2024 年度前半に都道府県あたり 1～2 か所の推進区域（仮称）及び当該推進区域（仮称）のうち全国に 10～20 か所程度のモデル推進区域（仮称）を設定した上で、2024 年度及び 2025 年度にモデル推進区域（仮称）においてアウトリーチの伴走支援（3. (6) に後述）を実施する。都道府

県においては、2024 年度に、推進区域（仮称）の地域医療構想調整会議で協議を行い、当該区域における医療提供体制上の課題、当該課題の解決に向けた方向性及び具体的な取組内容を含む推進区域対応方針（仮称）を策定し、2025 年度に推進区域対応方針（仮称）に基づく取組を実施する。医療機関においては、2024 年度及び 2025 年度に、都道府県が策定した推進区域対応方針（仮称）に基づき、各医療機関の対応方針について改めて必要な検証・見直しを行う。また、厚生労働省において、2025 年度に、推進区域対応方針（仮称）の進捗状況を確認して公表する。

モデル推進区域（仮称）及び推進区域（仮称）の設定方法及び推進区域対応方針（仮称）等の詳細については、追って通知する。

3. 地域医療構想の更なる推進に向けた国の支援

2025 年に向けた地域医療構想の取組が地域の実情に応じて更に推進されるよう、厚生労働省において、（1）から（6）までの支援を行う。

（1）地域別の病床機能等の見える化

地域医療構想調整会議の分析・議論の活性化を図るため、別添 4 及び別添 5 のとおり、都道府県別・構想区域別に、病床機能報告上の病床数と必要量、医療機関の診療実績、医師数等の見える化を行い、厚生労働省ホームページに掲載することとしたので、地域医療構想調整会議等において適宜活用されたい。

（2）都道府県の取組の好事例の周知

地域医療構想の実現に向けた取組を進めるためには、地域の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県が、その役割を適切に発揮することが重要である。こうした中、各都道府県においては、地域の実情に応じて、医療提供体制の実態や課題の把握、将来のあるべき医療提供体制の設定、地域医療構想調整会議等を活用した関係者との協議等において、独自の工夫を行いながら効果的な取組を進めていただいている。これまででも、都道府県の取組の好事例について、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等において情報共有してきたところであるが、今般、別添 6 のとおり、新たな好事例を取りまとめたので、適宜参考にされたい。

（3）医療機関の機能転換・再編等の好事例の周知

医療機関における病床機能の転換、再編統合等（以下「機能転換・再編等」という。）の好事例については、これまで、厚生労働省ホームページや医療政策研修会等において周知を進めてきたところである。今般、別添 7 のとおり、医療機関における機能転換・再編等の好事例について、構想区域の規模、機能転換・再編等の背景や内容、成果等を整理したので、適宜参考にされたい。

（4）地域医療構想の取組を進めるための支援策の周知

国においては、地域医療構想の取組を進めるため、地域医療介護総合確保基金による財政支援、重点支援区域における技術的支援及び財政的支援、再編検討区域における技術的支援、都道府県のデータ分析体制の構築支援、登録免許税及び不動産取得税に係る税制上の優遇措置、法人税及び所得税に係る特別償却制度、独立行政法人福祉医療機構による優遇融資等の支援を行うとともに、地域医療連携推進法人制度の活用促進に取り組んでいる。今般、別添 8 及び別添 9 のとおり、これらの支援策をまとめリーフレット（都道府県向け・医療機関向け）を作成したので、適宜活用されたい。

また、厚生労働省ホームページについて、地域医療構想の支援策に関する掲載内容の改善を行ったため、適宜参考にされたい。

(5) 都道府県等の取組に関するチェックリスト

地域医療構想の進め方については、これまで、地域医療構想策定ガイドラインや関連通知等で示してきたが、都道府県等において取り組む事項が多岐にわたっており、地域医療構想の取組状況に差が生じている。このため、都道府県等において、これまでの取組状況を振り返り、今後、必要な取組を実施できるよう、別添10のとおり、「都道府県等の取組に関するチェックリスト」を作成したので、地域医療構想の取組についての自己評価のために適宜活用されたい。

(6) モデル推進区域（仮称）におけるアウトリーチの伴走支援

2. (2) のとおり、厚生労働省において、全国に10～20か所程度のモデル推進区域（仮称）を設定し、データ分析等の技術的支援や地域医療介護総合確保基金の優先配分等の財政的支援を活用して、モデル推進区域（仮称）においてアウトリーチの伴走支援を実施する。

4. 重点支援区域及び再編検討区域について

重点支援区域及び再編検討区域については、「重点支援区域の申請について（依頼）」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び令和5年通知により活用を促しているところであるが、都道府県においては、今後も地域の実情に応じて本支援の活用を積極的に検討されたい。

5. 地域医療構想の取組状況の公表について

(1) 地域医療構想の取組状況の厚生労働省による公表

各都道府県の本通知に基づく地域医療構想の取組状況については、隨時、調査を実施した上で、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。

(2) 地域医療構想調整会議の議論の実施状況の市町村への報告等

都道府県においては、地域医療構想調整会議での議論の実施状況を公表することとしているが、地域医療構想の推進に当たっては、市町村等と連携して、課題の解決に向けた取組を進めることが重要であることから、当該議論の実施状況について市町村に対して報告等を行うこと。

6. 新たな地域医療構想の検討について

新たな地域医療構想については、今後、新たな地域医療構想等に関する検討会において、2040年頃を視野に入れつつ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を進めていくこととしており、その検討状況については適宜情報提供していく。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111（内線 2661、2663）

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	
			24 25 26
<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合 【2025年度に100%】 (実際に増減された病床数／地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数(病床機能報告))</p>	<p>○地域医療構想調整会議の開催回数【2024年度末までに約2,000回】</p> <p>○各医療機関の対応方針の策定率【2025年度に100%】</p> <p>○対応方針の検討状況等の公表率【100%】</p>	<p>3.9. 地域医療構想の実現、大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進</p> <p>a. 地域医療構想については、2025年までの取組をより一層推進するため、これまでのP D C Aサイクルを通じた取組の進捗状況等を踏まえ、2025年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進める。</p> <p>b. 国においては、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・構想区域の病床機能等の状況の見える化 ・構想区域の効果的な事例（内容、検討プロセス等の周知） ・地域医療介護総合確保基金やデータ分析チーム構築支援等の効果的な活用方法の周知 ・地域医療構想の取組の進め方に関するチェックリストの作成 ・病床機能報告における2025年の病床数の見込みと病床数の必要量の乖離等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられるモデル構想区域等を設定して、アウトリーチの伴走支援の実施 ・地域医療構想調整会議の議論の実施状況の市町村への報告等について、法制上の位置付けも含め、必要な措置 <p>c. 都道府県に対し以下の取組を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能報告における2025年の病床数の見込みと病床数の必要量に著しい乖離が生じている構想区域について、医療提供体制に関する分析・評価を行い、評価結果に基づき必要な方策を講じること ・地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定率等をK P IとしたP D C Aサイクルを年度ごとに実施し、対応方針の検討状況、策定期率を公表すること ・国において設定したモデル構想区域等において、地域医療構想調整会議で構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議し、対応方針を策定するなど、必要な方策を講じること <p>d. 2026年度以降の地域医療構想について、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を行う。また、都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置等について検討を行う。</p>	

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」 (令和5年12月22日 閣議決定) (抄)

2. 医療・介護制度等の改革

◇②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

◆医療提供体制改革の推進

- ・ 地域医療構想については、これまでのP D C Aサイクルを通じた取組の進捗状況等を踏まえ、2025年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進める。その際、国においては、都道府県・構想区域の病床機能等の状況の見える化、構想区域の効果的な事例（内容、検討プロセス等）の周知、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を設定してアウトリーチの伴走支援の実施など、都道府県における地域の実情に応じた取組を支援する。
- ・ 2026年度以降の地域医療構想の取組について、今後、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に対応できるよう、2040年頃を視野に入れつつ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を行う。
- ・ こうした対応に実効性を持たせるため、都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置等について検討を行う。
- ・ かかりつけ医機能が発揮される制度整備について、85歳以上の高齢者の増加等を見据えて、診療実績に係る情報提供の強化を含め、医療機能情報提供制度の刷新や、かかりつけ医機能報告制度の創設等により、国民・患者から見て、一人一人が受ける医療サービスの質の向上につながるよう、2025年4月の制度施行に向け、検討会等で具体的な議論を行い、2024年夏頃までに結論を得る。
- ・ さらに、令和5年法改正の施行状況等を踏まえ、患者による選択や、地域包括ケアの中でのかかりつけ医機能、かかりつけ医機能の対象者、医療機関の連携・ネットワークによる実装等について更なる検討を進める。
- ・ また、地域で必要となるかかりつけ医機能の確保に向けた、医師の教育や研修の充実にも取り組んでいく。

2025年に向けた国、都道府県及び医療機関における計画的な取組

別添3

	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）	2025年度（令和7年度）
国	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>2025年に向けた取組の通知発出</u>^新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年までの各年度に<u>国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化</u> ・ <u>地域別の病床機能等の見える化、好事例の周知等</u>を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年度前半：<u>都道府県あたり1～2か所の推進区域</u>及びこのうち<u>全国10～20か所程度のモデル推進区域を設定</u>^新 ● <u>モデル推進区域においてアウトリーチの伴走支援を実施</u>^新 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>区域対応方針の進捗状況の確認・公表</u>^新 
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整会議で医療機関対応方針の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>推進区域の調整会議で協議を行い、区域対応方針（医療提供体制上の課題、解決に向けた方向性及び取組内容等）を策定</u> ● 医療機関対応方針の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>区域対応方針の推進</u>^新
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関対応方針の策定・検証・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し</u>^新 ● 医療機関対応方針の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し</u>^新 ● 医療機関対応方針の取組の実施

都道府県別・構想区域別の病床機能報告上の病床数 及び地域医療構想における将来の病床数の必要量等

- 都道府県別・構想区域別に、病床機能報告上の病床数及び地域医療構想における将来の病床数の必要量等を整理したものについて、厚生労働省ホームページに掲載。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080850.html>)

※病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量は計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※厚生労働省ホームページにおいて公表している病床機能報告の報告結果等を用いて集計。

一方で、都道府県において、必要に応じて、これらの報告結果等の更新等を行っている場合もあり、各数値は、都道府県の保有データと一致しない場合があることに留意。

具体的には、以下のデータを掲載。なお、データについては随時更新を予定。

- ・ 人口（2020年10月1日時点）
 - ※ 総務省「国勢調査」（2020年）による
- ・ 面積（2020年10月1日時点）
 - ※ 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による
- ・ 病床機能報告上の病床数（2015年、2018年～2022年実績及び2025年見込み）
 - ※ 2015年度、2018年度～2022年度の病床機能報告による
- ・ 地域医療構想における将来の病床数の必要量（2025年必要量）
 - ※ 地域医療構想による
- ・ 病床機能報告の報告率（2015年、2018年～2022年）
 - ※ 2015年度、2018年度～2022年度の病床機能報告による
- ・ 一般病床患者流出入（2020年）
 - ※ 厚生労働省「患者調査」による

都道府県別の病床機能報告上の病床数及び地域医療構想における将来の病床数の必要量等(2022病床機能報告等)

※厚生労働省ホームページにおいて公表している病床機能報告の報告結果等を用いて集計。

一方で、都道府県において、必要に応じて、これらの報告結果等の更新等を行っている場合もあり、各数値は、都道府県の保有データと一致しない場合があることに留意。

※病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量は計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

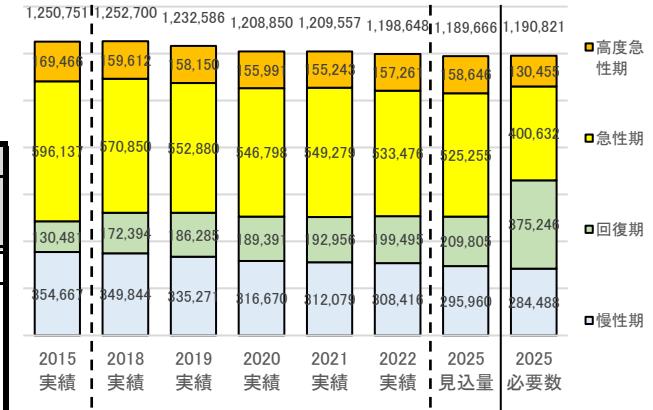
※年度ごとに報告率が異なることに留意が必要。

0

○基礎情報

都道府県	0 全国	
2020国勢調査人口	12,614.6万人	
2020面積	372,953km ²	

(0 全国)



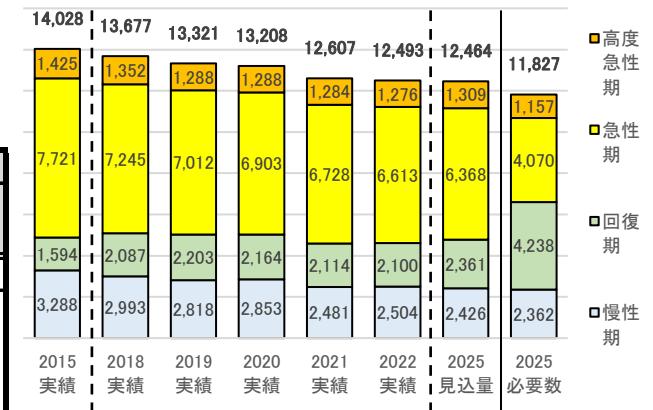
(報告率)

95.4% 97.0% 97.5% 96.2% 96.8% 96.7%

(● ● ● ●)

○基礎情報

都道府県	● ● ● ●	
2020国勢調査人口	● ●	
2020面積	● ●	



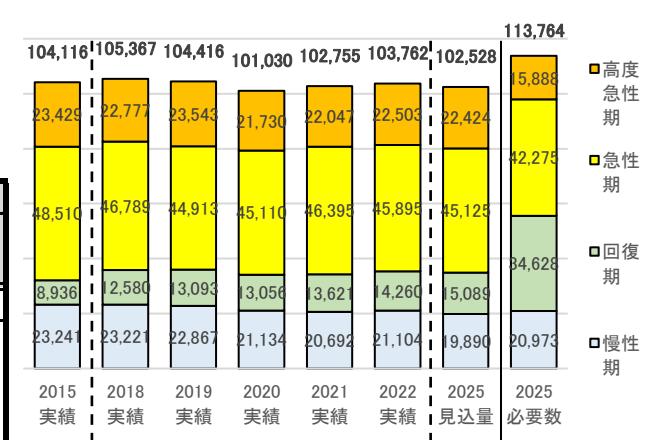
(報告率)

96.5% 95.3% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0%

(● ● ● ●)

○基礎情報

都道府県	● ● ● ●	
2020国勢調査人口	● ●	
2020面積	● ●	



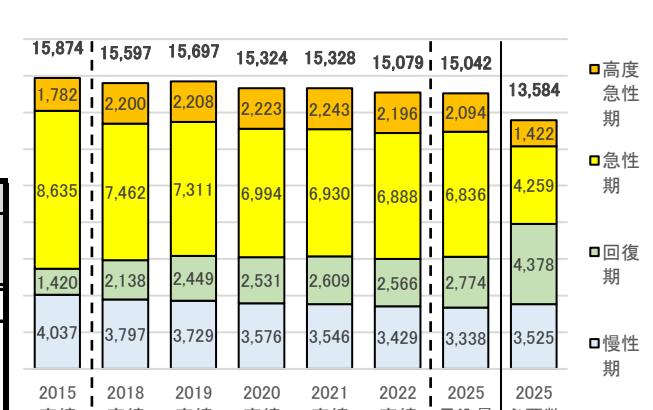
(報告率)

97.2% 95.0% 95.7% 89.9% 91.4% 93.8%

(● ● ● ●)

○基礎情報

都道府県	● ● ● ●	
2020国勢調査人口	● ●	
2020面積	● ●	



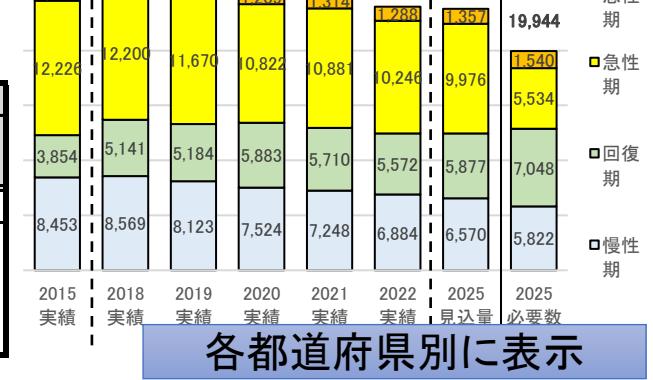
(報告率)

93.8% 96.4% 100.0% 92.3% 100.0% 100.0%

(● ● ● ●)

○基礎情報

都道府県	● ● ● ●	
2020国勢調査人口	● ●	
2020面積	● ●	



(報告率)

94.1% 98.4% 98.2% 97.3% 97.5% 94.4%

各都道府県別に表示

構想区域別の病床機能報告上の病床数及び地域医療構想における将来の病床数の必要量等

別添4のHP掲載イメージ

※厚生労働省ホームページにおいて公表している病床機能報告の報告結果等を用いて集計。

一方で、都道府県において、必要に応じて、これらの報告結果等の更新等を行っている場合もあり、各数値は、都道府県の保有データと一致しない場合があることに留意。

※病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量は計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※年度ごとに報告率が異なることに留意が必要。

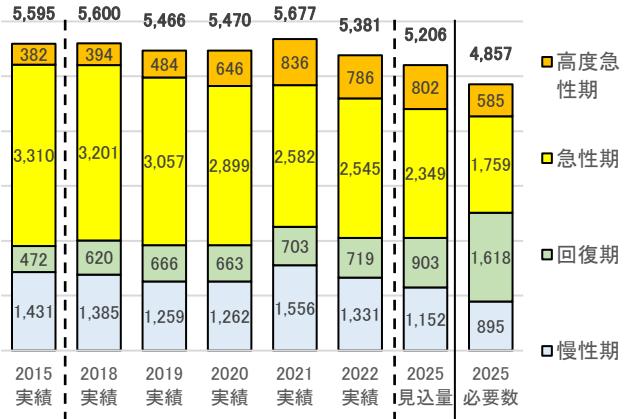
(●● ●●構想区域)

○基礎情報

都道府県	●●	●●
構想区域	●●	●●
2020国勢調査人口	●●	
2020面積	●●	

(一般病床患者流入入)

(+5.2%)



○病床数の状況

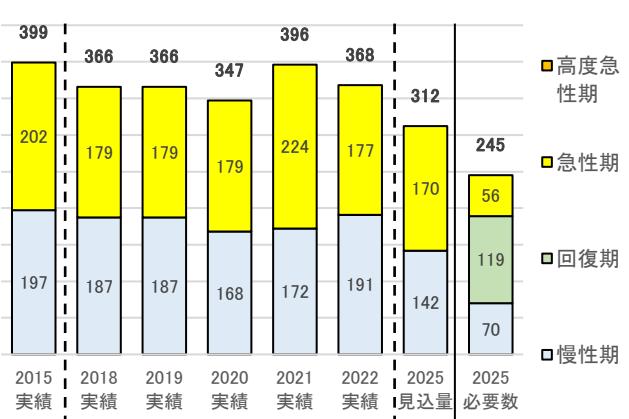
	2015年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		2025年	
	2015 実績	2025年必 要数に対 する比	2018 実績	2019 実績	2020 実績	2021 実績	2022 実績	2015年 に対する 比	2015年と の差	2025 見込量	2025 必要数	見込み ／必要 数		
合計	5,595	115%	5,600	5,466	5,470	5,677	5,381	96%	▲214	5,206	4,857	107%		
高度急性期	382	65%	394	484	646	836	786	206%	+404	802	585	137%		
急性期	3,310	188%	3,201	3,057	2,899	2,582	2,545	77%	▲765	2,349	1,759	134%		
回復期	472	29%	620	666	663	703	719	152%	+247	903	1,618	56%		
慢性期	1,431	160%	1,385	1,259	1,262	1,556	1,331	93%	▲100	1,152	895	129%		
(報告率)	91.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%							

○基礎情報

都道府県	●●	●●
構想区域	●●	●●
2020国勢調査人口	●●	
2020面積	●●	

(一般病床患者流入入)

(▲63.7%)



○病床数の状況

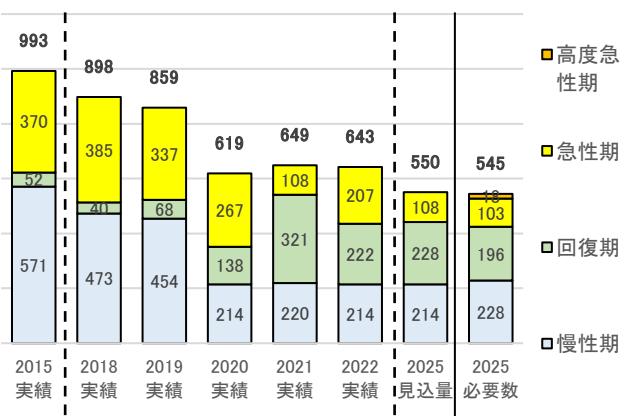
	2015年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		2025年	
	2015 実績	2025年必 要数に対 する比	2018 実績	2019 実績	2020 実績	2021 実績	2022 実績	2015年 に対する 比	2015年と の差	2025 見込量	2025 必要数	見込み ／必要 数		
合計	399	163%	366	366	347	396	368	92%	▲31	312	245	127%		
高度急性期	0	-	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-		
急性期	202	361%	179	179	179	224	177	88%	▲25	170	56	304%		
回復期	0	0%	0	0	0	0	0	-	-	0	119	0%		
慢性期	197	281%	187	187	168	172	191	97%	▲6	142	70	203%		
(報告率)	88.9%		100.0%	100.0%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%						

○基礎情報

都道府県	●●	●●
構想区域	●●	●●
2020国勢調査人口	●●	
2020面積	●●	

(一般病床患者流入入)

(▲31.2%)



○病床数の状況

	2015年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		2025年	
	2015 実績	2025年必 要数に対 する比	2018 実績	2019										

構想区域別の医療機関の病床機能報告上の病床数、診療実績、医師数等

- 構想区域別に、医療機関の病床機能報告上の病床数、診療実績、医師数等を整理したものについて、厚生労働省ホームページに掲載。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080850.html>)

※病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量は計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※厚生労働省ホームページにおいて公表している病床機能報告の報告結果等を用いて集計。

一方で、都道府県において、必要に応じて、これらの報告結果等の更新等を行っている場合もあり、各数値は、都道府県の保有データと一致しない場合があることに留意。

※診療実績については、NDB の利用に関するガイドラインを踏まえ、病床機能報告の報告結果のうち一部非公表としているものがあり、一部、実際の診療実績と比較して小さくなっている場合があることに留意。

具体的には、以下のデータを掲載。なお、データについては随時更新を予定。

(1) 構想区域の状況

- ① 人口（2020年10月1日時点）
 - ※ 総務省「国勢調査」（2020年）による
- ② 面積（2020年10月1日時点）
 - ※ 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による
- ③ 対象医療機関数（2022年度病床機能報告対象医療機関数）
 - ※ 厚生労働省医政局地域医療計画課調べ
- ④ 病床機能報告上の病床数（2022年実績）
 - ※ 2022年度の病床機能報告による
- ⑤ 地域医療構想における将来の病床数の必要量（2025年必要量）
 - ※ 地域医療構想による
- ⑥ 医師数（常勤・非常勤別及び一般病床・療養病床100床当たり常勤換算）
 - ※ 2022年度の病床機能報告による
- ⑦ 機能別医療機関数（特定機能病院、地域医療支援病院、三次救急、二次救急、在宅療養支援病院・診療所）
 - ※ 特定機能病院、地域医療支援病院、三次救急は、厚生労働省医政局地域医療計画課調べ
 - ※ 二次救急、在宅療養支援病院・診療所は、2022年度の病床機能報告による
- ⑧ 診療実績（救急車の受入件数、全身麻酔手術件数、分娩件数、手術総数及び平均在棟日数*)
 - ※ 2022年度の病床機能報告による
- ⑨ 一般病床患者出入り（2020年）
 - ※ 厚生労働省「患者調査」による

(2) 報告医療機関別の状況

- ① 医療機関名
- ② 所在地
- ③ 病床機能報告上の病床数（2022年実績）
 - ※ 2022年度の病床機能報告による
- ④ 医師数（常勤・非常勤別及び一般病床・療養病床100床当たり常勤換算）
 - ※ 2022年度の病床機能報告による
- ⑤ 医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院、三次救急、二次救急、在宅療養支援病院・診療所）
 - ※ 特定機能病院、地域医療支援病院、三次救急は、厚生労働省医政局地域医療計画課調べ
 - ※ 二次救急、在宅療養支援病院・診療所は、2022年度の病床機能報告による
- ⑥ 診療実績（救急車の受入件数、全身麻酔手術件数、分娩件数、手術総数及び平均在棟日数*)
 - ※ 2022年度の病床機能報告による

* 平均在棟日数については、在棟患者延べ数を、新規入棟患者数と退棟患者数の平均で除したもの。

構想区域別の医療機関の病床機能報告上の病床数、診療実績、医師数等

別添5のHP掲載イメージ

(●・●)

※病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量は計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※厚生労働省ホームページにおいて公表している病床機能報告の報告結果等を用いて集計。一方で、都道府県において、必要に応じて、これらの報告結果等の更新等を行っている場合もあり、各数値は、都道府県の保有データと一致しない場合があることに留意。

※診療実績については、NDBの利用に関するガイドラインを踏まえ、病床機能報告の報告結果のうち一部非公表としているものがあり、一部、実際の診療実績と比較して小さくなっている場合があることに留意。

※未報告の医療機関があり得ることに留意。

(1)構想区域の状況

都道府県	構想区域	①人口(万人)	②面積(km ²)	③対象医療機関数		④一般・療養病床計(休棟中等除く)				休棟中等	⑥医師数(常勤換算)		⑦医療機関機能				⑧診療実績(オープンデータ)									
				一般病院	有床診療所	高度急性期	急性期	回復期	慢性期		常勤	非常勤	100床当たり	特定機能	地域支援	三次救急	二次救急	在宅療養支援	救急車の受入件数	全身麻酔手術件数	分娩件数	手術総数	平均在棟日数			
1 ●	●	35.9	2,671	32	22	5,381	786	2,545	719	1,331	116	579	68	11.8	2	1	15	4	19,600	9,852	1,822	22,648	9	14	44	163
(報告率) 94.4%	未報告→	2	1	⑤構想必要量→				4,857				585	1,759	1,618	895	(一般病床流出入率:+5.2%)										

※病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量は計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

(2)区域内の医療機関(病床数の多い順)

①医療機関名	②所在地	③一般・療養病床				④医師数			⑤医療機関機能				⑥診療実績(オープンデータ)						平均在棟日数					
		休棟中等含む計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中等	常勤	非常勤	100床当たり	特定機能	地域支援	三次救急	二次救急	在宅療養支援	救急車の受入件数	全身麻酔手術件数	分娩件数	手術総数	平均在棟日数				
1 ●●●	●	582	292	274			16	125	2	21.8		地	三次	二次		5,674	1,509	100	4,891	10	11	-	-	
2 ●●●	●	527	35	492				87	6	17.7				二次		3,368	2,638	591	4,755	7	11	-	-	
3 ●●●●	●	480	432	48				119	4	25.7				二次		2,981	3,069	109	6,350	10	13	-	-	
4 ●●●●	●	378		135	45	178	20	15	6	5.4				二次		1,812	126		340	-	14	15	229	
5 ●●●●	●	360	6	247	47	60		30		8.3				二次		1,653	424		1,412	3	10	19	531	
6 ●●●●	●	286		48	90	148		10	3	4.5										-	103	39	62	
7 ●●●●	●	204				204		3	2	2.5										-	-	-	-	
8 ●●●●	●	199		106	42	51		19	0	9.6		地		二次		795	272		425	-	13	36	566	
9 ●●●●	●	199		49	100	50		8	1	4.4										-	37	163	261	
10 ●●●●	●	179		60	60	59		9	3	6.6				在支						-	20	73	883	
11 ●●●●	●	168		48	60	60		9	1	6.2										-	26	104	1,746	
12 ●●●●	●	155	12	93	50			14	6	12.6				二次		1,132	349		505	6	15	54	-	
13 ●●●●	●	150		108		42	7	2	5.7				二次			10		233	-	21	-	-	157	
14 ●●●●	●	135				135		4	1	3.6										-	-	-	-	157
15 ●●●●	●	128	9	84	35			10	3	9.8				二次		1,253	239		192	5	16	25	-	
49 ●●●●	●	1		1				1		100.0														
50 ●●●●	●	1		1				1		100.0														
51 ●●●●	●	1			1			1		100.0														
52 ●●●●	●																							
53 ●●●●	●																							
54 ●●●●	●																							

各構想区域別に表示

都道府県の取組の好事例について

熊本県の取組のポイント

● 意識醸成

- ◆ 県、医療機関及びその関係者間での地域医療構想の推進に関する意識醸成への継続的な取組

- 県単位、構想区域単位のすべての地域医療構想調整会議への県本庁職員の出席
- 地域医療構想調整会議等における県による支援策（病床機能再編推進事業・病床機能再編支援事業等）の積極的な発信
- 県独自の統一様式（各医療機関の対応方針の説明資料等）を活用した迅速な共通理解の促進、議論の活性化

● 重点支援区域の活用

- ◆ 積極的な重点支援区域の複数回の活用

- 天草構想区域（選定：令和2年8月）
- 阿蘇構想区域（選定：令和5年9月）

→ 地域から病院再編への自発的な問題提起が起こり、円滑な合意形成や重点支援区域への申請につながった。

沖縄県の取組のポイント

● 円滑な合意形成

- ◆ 北部地区医師会、北部12市町村、県による基本的枠組みに関する合意の主導

- 県が新たに協議会を立ち上げ、平成30年1月から令和2年7月までの間に計7回の協議を主導
- <協議・合意内容>
 - 新基幹病院の医療機能や経営システム
 - 県立北部病院附属診療所及び市町村立診療所の取扱い
 - 統合する2病院の資産及び負債の取扱い
 - 県及び北部12市町村の財政負担 等

● 持続可能な運営と保健・介護・福祉分野との連携強化

- ◆ 一部事務組合、北部医療財団の設立を主導

- 設置主体を県と北部12市町村による一部事務組合とし、運営形態を新たに設立する北部医療財団による指定管理とした。

→ 円滑な公立沖縄北部医療センターの整備を通じて、北部医療圏における急性期医療の充実及び安定化を図る。

1. 熊本県の取組

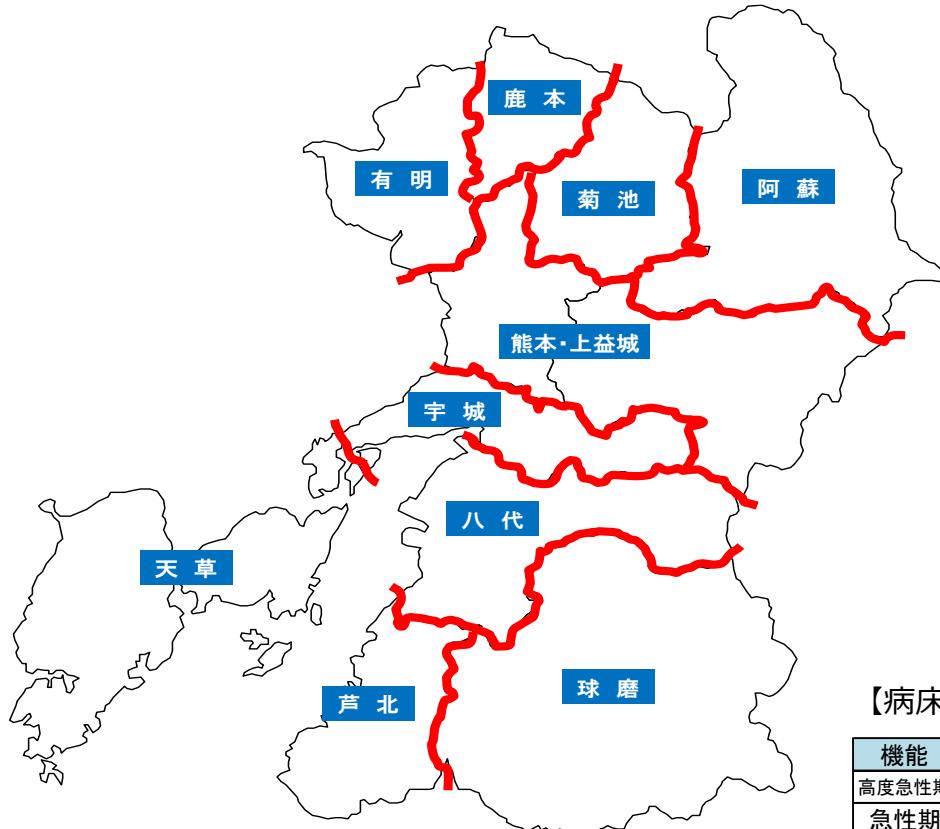
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熊本県の現状・課題（構想区域）

- 県内に10構想区域を設定。2025年の県全体の病床数の必要量は21,024床。
- 政令指定都市の熊本市を含む熊本・上益城構想区域に約5割が集中。



構想区域	構成市町村
熊本・上益城	熊本市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
宇城	宇土市、宇城市、美里町
有明	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿本	山鹿市
菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
八代	八代市、氷川町
芦北	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草	天草市、上天草市、苓北町

【病床数の必要量の推計結果（構想区域ごと）】

機能	熊本・上益城	宇城	有明	鹿本	菊池	阿蘇	八代	芦北	球磨	天草	県全域
高度急性期	1,376	25	83	33	64	20	113	35	67	59	1,875
急性期	3,565	214	359	147	453	119	440	160	240	310	6,007
回復期	4,232	356	399	207	578	110	419	199	234	316	7,050
慢性期	2,646	402	455	99	589	198	382	352	292	677	6,092
計	11,819	997	1,296	486	1,684	447	1,354	746	833	1,362	21,024

[出典：熊本県地域医療構想（平成29年3月策定）]

県調整会議と地域調整会議の役割（議事項目）

- 構想区域ごとの地域医療構想調整会議（以下「地域調整会議」という。）の事務局は各保健所。県庁医療政策課職員も参加し、意見交換や情報提供を行うことで地域の実情把握に努めている。

県調整会議における協議事項	地域調整会議（県内10圏域）における協議事項
①県調整会議及び地域調整会議運営方針	①各地域調整会議運営方針
②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出	②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出
③将来の提供体制構築のための方向性共有（各地域の状況報告）	③将来の提供体制構築のための方向性共有（各医療機関の役割明確化）
④地域医療介護総合確保基金・県計画	④地域医療介護総合確保基金・県計画
⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る制度設計	⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る申請案件の適否
⑥地域調整会議で課題となっている点の検討、その他情報共有等	⑥その他課題の検討、その他情報共有等

事務局：県庁医療政策課

【参考】令和5年度の地域医療構想調整会議開催回数

県調整会議：2回 地域調整会議：原則※3回×10圏域
※臨時開催や書面開催等あり

事務局：各保健所

原則として全ての地域調整会議
に県庁医療政策課職員も参加

県調整会議と地域調整会議の役割（積極的な情報提供）

- 関連県予算や、医療機関が活用可能な地域医療介護総合確保基金事業について、県から積極的な情報提供を実施し、各医療機関の地域医療構想に沿った取組を後押し。

令和5年度（2023年度）の地域医療構想の具体的推進策について

R5. 6. 2
医療政策課

方向性

① 地域課題の見える化・共有

② 具体的な連携策の検討

③ 基本計画策定や再編等に係る施設整備への支援等

感染症対応をとおして確認された公立・公的医療機関が担うべき役割等も踏まえつつ検討

具体的取組み

R5 当初予算の内容 546,994千円

- 県から個別医療機関への働きかけ強化 R4: 657,136千円 (▲110,142千円)
- 調整会議の部会等を活用した連携策の磨き上げ
 - 地域医療構想調整会議 6128-01.04 10,448千円
- 地域医療構想アドバイザーによるデータ分析（課題の見える化）助言及び研修会の開催
 - 地域医療構想アドバイザー 6128-02 1,216千円
 - 地域医療構想研修会 6128-03 3,512千円
- 地域の課題解決に向けた方策検討に要する経費の補助
 - 医療機能分化・連携調査研究支援事業 5715 16,000千円
- 再編等に関する基本計画策定への補助
 - 病床機能再編推進事業（ソフト） 5715 45,000千円
- 再編等を行う医療機関の施設設備整備への補助
 - 病床機能再編推進事業（ハード） 5715 63,267千円
 - 病床機能再編支援事業（ダウンサイジング） 7316 316,000千円
- 不足する病床機能への転換に対する補助
 - 病床機能転換整備事業 5715 24,150千円
- 回復期病床機能強化事業 5715-02 27,664千円

目標

各圏域における議論・取組みの活性化

民間医療機関も含めた医療機関の具体的対応方針決定
(R4～5年度)

赤枠の補助金は、地域調整会議での協議等が要件

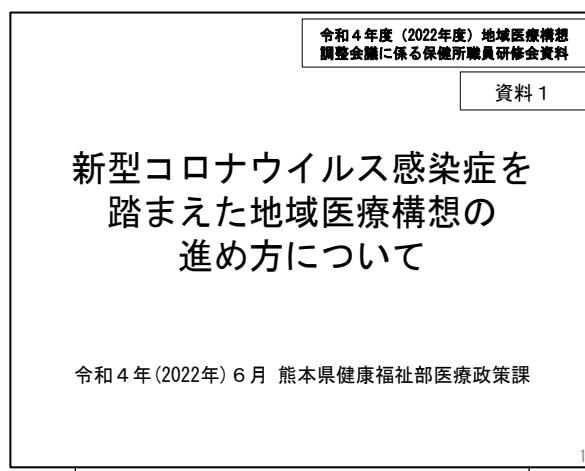
地域ごとの取組み段階に応じて支援

再検証対象医療機関の具体的対応方針に基づく取組みの推進

上記の他、病床機能分化・連携推進事業に係る事務費 737千円
療養病床転換助成事業（国庫負担事業） 39,000千円（法定負担金） 0549

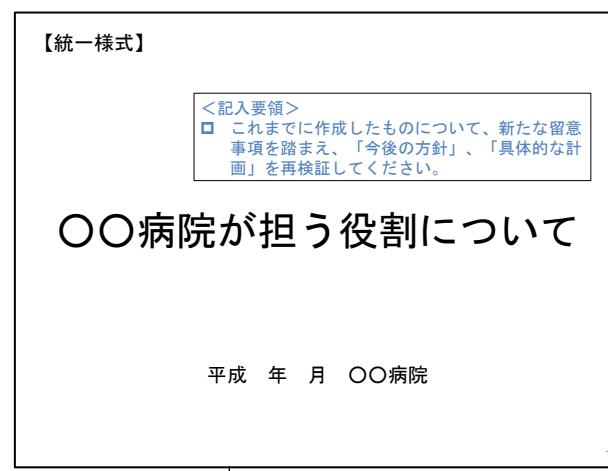
県調整会議と地域調整会議の役割（議論内容の均質化）

- 保健所職員向け説明会の開催や、医療機関の具体的対応方針に関する説明資料の統一(記載項目を明記した説明資料のひな型を医療機関に提供)により、各地域調整会議間での議論内容の均質化を志向。
- 「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け医政発0324第6号厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、説明資料の項目に新たに「新興感染症への対応」「医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策」を追加し、令和4年度から令和5年度にかけて、具体的対応方針の検証を実施。限られた会議時間で論点を絞った議論を行うことができた。



(保健所説明会資料表紙)

- ・保健所説明会では、県調整会議で決定された全県的な地域医療構想の進め方を踏まえ、各地域調整会議における協議の進め方等を共有



(具体的対応方針の説明資料 = 通称「統一様式」)

- ・統一様式では、「医療機関や構想区域の現状と課題」「地域において今後担うべき役割」「新興感染症への対応」「医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策」「病床機能ごとの推移(現状、2025年)診療科の推移」「病床稼働率や紹介率・逆紹介率(数値目標)」などの項目ごとに説明資料のひな型を作成

3 具体的な計画 (2) 数値目標		
	現時点(年 月時点)	2025年
①病床稼働率	＜記入要領＞ □ 公的医療機関等は、病床稼働率、紹介率、逆紹介率を2025プランから転記してください。 □ 公立病院及び民間医療機関は、次の算定式により上記の数値を算出し、記入してください。 ※ 紹介率、逆紹介率は当該データがあれば記入してください。 ▶ 病床稼働率(%) = (病床機能報告における) 在棟患者延べ数／(許可病床数×365) × 100 ▶ 紹介率(%) = 紹介患者の数／初診患者の数×100 ▶ 逆紹介率(%) = 逆紹介患者の数／初診患者の数×100	
②紹介率		
③逆紹介率		

7

【基本的な考え方】

- 地域医療構想は、地域や医療機関の主体的取組が何より重要。
- 地域の関係者が一体となって、地域の実情を踏まえた将来の地域の医療提供体制について協議していく環境づくりが不可欠。



本県では、平成29年3月の地域医療構想策定以降、

- ① 地域調整会議への県庁医療政策課職員の出席による地域の実情把握
 - ② 調整会議における積極的な情報発信による医療機関の主体的取組の後押し
 - ③ 調整会議における具体的対応方針説明資料様式の統一による議論内容の均質化
- を継続的に実施



- 医療機関等による主体的な地域の医療提供体制の課題分析、課題解決のための行政による支援策の活用検討などが行われ、天草構想区域や阿蘇構想区域での重点支援区域の申請等に至った。

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知）で再検証の対象となった6病院において、それぞれ再検証を進めた。
⇒ 令和4年度末までに、6病院全ての再検証が終了し、それぞれの地域で合意を得た。

熊本市立植木病院

- 植木病院事務局において、熊本市民病院や、近隣の医療機関との役割分担、診療実績等の分析を実施。令和5年2月の熊本・上益城地域調整会議で合意された。
⇒ 地域における医療需要を踏まえ、病床数を141床 → 110床へ減少。

熊本市医師会熊本地域医療センター

- 令和2年4月14日、今後のあり方検討について市医師会と意見交換。
- 建替え方針の検討にあたっては、長期的な運営を維持するため、適切な規模にダウンサイジングしつつ、診療科のあり方も検討していくこととされた。
- 担う役割について検討後、令和4年2月の熊本・上益城地域調整会議で合意された。
⇒ 人口減少・少子化のなか、担う役割に重点化するため、病床数を227床 → 204床へ減少。

宇城市民病院

- 令和4年2月15日、宇城市が市民病院の民間譲渡方針を発表。
⇒ 無床診療所として民間譲渡することについて、令和4年8月の宇城地域調整会議で合意された。

国立病院機構熊本南病院

- 地域の医療需要を踏まえ、役割を整理。
⇒ 令和5年3月の宇城地域調整会議で合意された。

小国公立病院

- 令和2年12月22日、「阿蘇地域の医療提供体制に関する意見交換」を開催。
- 小国公立病院、阿蘇医療センターの両院長に加え、阿蘇市長、小国町長、南小国町長、産山村長も出席。地域の医療提供体制の維持には、経営の継続や医療人材の確保について、複数医療機関で連携して検討していく必要があることについて認識を共有。
- 公立2病院を中心に意見交換を重ね、**令和5年3月の阿蘇地域調整会議で合意された。**
⇒ 人口減少や阿蘇医療センターとの連携を踏まえ、病床数を73床 → 65床へ減少。
令和5年9月に阿蘇医療センターとの更なる連携強化や機能整備のため「重点支援区域」に選定。

天草市立牛深市民病院

- 牛深市民病院を含む天草市立4病院（牛深、栖本、新和、河浦）の今後のあり方について検討。
- 医療機能は落とさずに効率化を進める観点から、4病院の総病床を約3割削減した上で、回復機能の充実、在宅医療・健康増進等に取り組むことを盛り込んだ再編方針について、**令和元年12月の天草地域調整会議で合意された。**
- 天草地域における持続可能な医療提供体制の構築に向けて、病床機能の見直しに伴う改修等を、国による重点的な支援を受けながら進めるため、4病院を対象医療機関として**「重点支援区域」に申請。令和2年8月選定。**

天草区域の「重点支援区域」について

【重点支援区域選定後の取組み状況】

- 「重点支援区域」の選定を受け、令和3年3月には、天草市が再編方針を具体化した「第4期天草市立病院改革プラン」を策定。
- 同プランに基づき、県補助事業※を活用し、リハビリ室への転換に伴う医療機器整備等の施設整備を実施中。

※地域医療介護総合確保基金を活用。重点支援区域における再編事業の場合、補助率を嵩上げ

【プランにおける再編の方向性】

	役割の見直しの方向性	見直し前	見直し後	減
牛深市民病院	急性期医療の充実	148	118	▲ 30
栖本病院	糖尿病医療等の充実	70	44	▲ 26
新和病院	回復期リハビリ等の充実	40	30	▲ 10
河浦病院	回復期・療養機能の充実	99	66	▲ 33
合 計		357	258	▲ 99

阿蘇区域の「重点支援区域」について

- 小国公立病院、阿蘇医療センターでの協議を重ね、それぞれが地域で担う役割を確認するとともに、以下の様に2病院の機能を再編する方向性を確認。

阿蘇医療センター : 救急・急性期機能を中心として、回復期や在宅医療もカバーすることができる
阿蘇圏域の基幹病院

小国公立病院 : 回復期機能を中心とし、救急・急性期・慢性期・在宅医療・介護もカバーすることができる地域密着型多機能病院

- 阿蘇地域における持続可能な医療提供体制の構築に向けて、小国公立病院及び阿蘇医療センターの更なる連携強化や機能整備を、国による重点的な支援を受けながら進めるため、両公立病院を対象医療機関として**「重点支援区域」**に申請。

→ 令和5年9月選定

【重点支援区域選定後の取組状況】

- 両公立病院、厚生労働省、阿蘇保健所、医療政策課で、阿蘇地域の医療提供体制に係るデータ分析の進め方を協議。
- 阿蘇地域における2病院の役割を検討するためDPCデータ、救急データ等のデータ収集及び分析※を実施中。

※救急等のデータ収集は県、データ分析は株式会社日本経営（厚生労働省委託事業者）が実施

2. 沖縄県の取組

ひと、くらし、みらいのために

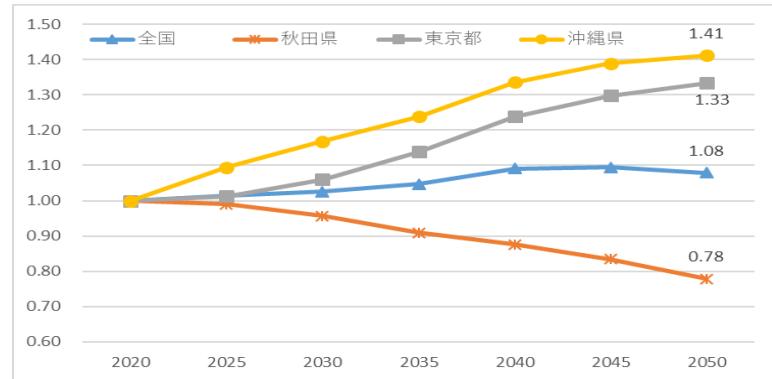


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

沖縄県の医療の課題及び取組

1. 人口構成の変化

- 全国一高い伸び率を記録する高齢者人口の増加を踏まえた対応が必要。
- 医療や介護が必要になつても、自らが望む場所で療養生活が送れる体制の構築に取り組んでいる。



2. 死亡率、平均寿命の改善

- 男性の平均寿命が全国平均を下回るなど、県民の健康状態は悪化の傾向。
- 特に働き盛り世代の死亡率は、多くの年齢階級別で全国ワースト5位以内となっており大きな課題となっている。
- 疾病予防や早期発見、早期治療並びに切れ目なく必要な医療が提供される体制の構築と死亡率、平均寿命の改善に取り組んでいる。

3. 効率的で質の高い医療連携体制の構築

- 高齢者人口の増加に伴い、医療ニーズも同様に増加する見込み。
- 機能分化・連携による限られた医療資源の効率的な活用や医療と介護の連携強化により地域での療養生活を送れる体制を整備するとともに、県民に必要な医療を適切に受けるよう協力を求めている。

4. 保健、医療、福祉の連携体制の構築

- 医療は治療のみならず予防、在宅療養、介護サービスなど様々な領域と密に関連。
- 保健、医療、福祉の有機的な連携により、疾病予防、早期発見、早期治療を進めており、地域で安心して療養生活を送れる連携体制の構築に取り組んでいる。

「沖縄県地域医療構想」の取り組む施策の基本的な考え方

地域医療構想の目的：効率的で質の高い医療提供体制の構築

1. 病床の機能分化と連携の推進

- －高度急性期から在宅療養に至る医療機能の役割分担と、医療を切れ目なく提供する連携の推進
- 現状の医療資源を効率的に最大限活用するための連携体制の整備
- 専門的な医療や診療密度が特に高い医療についての集約化による質の高い高度医療の提供

2. 慢性期医療の地域移行を支える体制の構築

- －円滑な在宅復帰、地域での療養生活を支える体制の整備
- 多職種が連携した円滑な在宅復帰、療養の支援
- 地域の身近な医療機関による在宅療養の支援、病状変化時の受け入れ

3. 適切な地域完結型医療提供体制の構築

- －住み慣れた地域での暮らしを支える医療提供体制の整備
- 地域における医療資源の分布等を踏まえた適切な医療提供体制の整備
- 離島、へき地の事情を踏まえた医療提供体制の確保、支援



地域包括ケアシステムの構築

4. 目指すべき医療提供体制を築くための人材の確保、育成

5. 医療の受け手（県民）に対する、医療の利用や提供体制に関する普及啓発、情報提供

地域医療構想の実現に向けた取組

1. 不足する病床機能の整備

- 特に不足する回復期機能への転換促進のため、転換に必要な施設、整備等について支援を行い、不足する病床機能の解消に取り組んでいる。
- 中部及び南部医療圏では、高齢者人口の増加により特に医療需要の増大が見込まれるため、国の同意を得て基準病床数を改定し、回復期機能の病床（地域包括ケア病床）など必要な病床を459床配分し整備を進めている。
- その結果、回復期病床は1,533床（平成27年(2015)病床機能報告）から2,332床（令和4年(2022)病床機能報告）となり、799床増加している。

2. 病床機能の必要量に関する調査の実施

- 医療機能の役割分担と医療を切れ目なく提供する連携体制の構築に向けて、回復期病床の必要量及び急性期から在宅復帰に至る医療提供体制の現状と課題等についての調査を行っている。

3. 在宅医療の推進

- 慢性期医療の地域移行を支える体制の構築のため、在宅医療に係るデータ分析、在宅医療・介護連携推進事業、在宅歯科診療の提供のための他職種連携事業、訪問看護総合センターの設置など、在宅医療の推進に取り組んでいる。

4. 急性期医療の提供体制の充実

- 北部医療圏の急性期医療の充実及び安定化を図る観点から、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、公立沖縄北部医療センターを整備に取り組んでいる。

北部地域再編に向けての取組①

北部医療圏の現状と課題

〈自然的・地理的な特殊性〉

- ・北部は沖縄本島の約半分の面積を占める広大な地域。また、離島・過疎地域を多く抱えている。

〈社会的な特殊性〉

- ・人口は平成17年から減少傾向で推移。高齢化率は年々上昇しており、令和22年には高齢化率が34.3%に達する見込み。
- ・北部地域の一人当たり市町村民所得は、全国最下位の一人当たり県民所得と比べてもなお低い状況。

〈固有の事情〉

- ・人口10万人規模の北部医療圏において2つの同規模の急性期病院が存在。医師の分散と患者の分散による非効率な経営が続いている。
- ・依然として無医地区が存在することや、慢性的な医師不足による度重なる診療制限・診療休止が発生している。

北部地域の厳しい現状

主な診療制限・診療休止

【県立北部病院】

産婦人科：救急対応を制限（平成21年5月～25年3月）

産婦人科：分娩数の制限（平成28年9月～31年4月）

外科：夜間救急患者の受入制限（週3日）

（平成29年8月～平成30年3月）

脳神経外科：診療制限（週1日）（令和2年1月～継続）

泌尿器科（令和元年7月～継続）

患者の流出

急性期の入院患者の24.3%が圏域外へ流出

（特に流出患者や流出率が高い疾患）

眼科系疾患 66.7%

耳鼻科系疾患 62.5%

女性生殖器系疾患及び産褥期疾患・異常分娩
60.0%

血液・造血器・免疫臓器の疾患 72.7%

北部地域再編に向けての取組②

再編に向けた合意形成までの取組

- 沖縄県では、北部医療圏の課題を解決するため、新たに沖縄県、北部地区医師会及び北部12市町村を構成団体とする会議体を設け、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに基幹病院を整備することとして、構成団体に対して、新基幹病院の医療機能や経営システム、県立北部病院附属診療所及び市町村立診療所の取扱い、統合する2病院の資産及び負債の取扱い、沖縄県及び北部12市町村の財政負担等について、基本的枠組み（案）を提示し、平成30年1月から令和2年7月まで約2年半（計7回）をかけて協議し、合意に至った。

平成30年1月 第1回協議会

県から、統合にあたって整理すべき課題（資産・負債の取扱い、職員の身分取扱い、基幹病院の機能、関係市町村の役割及び負担等）についての県の考え方を説明

平成30年2月 第2回協議会

県から、基幹病院の収支シミュレーション及び基本合意書(案)のたたき台を説明

平成30年5月 第3回協議会

第1回及び第2回協議会で説明した県の考え方に対する関係者からの意見を聴取。北部地区医師会及び北部12市町村から、北部基幹病院の経営形態についても議論する必要があるとの意見あり。

平成30年8月 第4回協議会

第3回協議会での関係者からの意見を踏まえ、県において北部基幹病院の経営システムについて論点毎に整理した内容を説明

平成31年1月 第5回協議会

北部地区医師会が北部基幹病院の経営システムについて、「設置主体は県及び北部12市町村、経営単位は北部単独、経営形態は新たに設立する財団による指定管理」とする案を提案。県及び北部12市町村は、次回協議会でそれぞれの考え方を表明する旨回答

平成31年1月 第6回協議会

県及び北部12市町村の考え方は継続協議。県から北部地区医師会の提案を踏まえた場合の合意書（案）を提示。この間、北部12市町村、県議会各会派、北部12市町村議会、沖縄県医療提供体制協議会（地域医療構想調整会議）、沖縄県医療審議会、内閣府、沖縄県公務員医師会等に対する説明・協議を重ねる。

令和2年7月 第7回協議会

「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書」に署名を行い、合意が成立

合意形成に至った基本的枠組みの内容

「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書」の骨子

- 1 経営システム（第1条～第3条関係）
北部基幹病院の名称は「公立北部医療センター」、基幹病院の設置主体は県及び北部12市町村が設置する一部事務組合、経営形態は北部医療財団による指定管理とする。
- 2 協議会（第4条関係）
基本的枠組みの詳細について協議するための組織として「公立北部医療センター整備協議会」を設置する。
- 3 財政負担（第5条関係）
北部医療センターの整備費用に対する北部12市町村の負担は、市町村の一般財源に影響を与えること及び整備費用に係る借入金の償還に対する支援は県が行う。組合への負担金は地方交付税相当額とし、不足する場合は県が負担する。財団への財産の拠出は、財団設立時に限る。
- 4 剰余金の取扱い（第6条関係）
北部医療センターの運営により生じた剰余金は、職員及び医療機器への投資、将来の病院建設費用の積立などに充てる。
- 5 資産・負債の取扱い（第7条、第8条関係）
両病院が保有する資産及び負債は、原則として、医師会病院のものは北部医療センターに引き継ぎ、県立北部病院のものは引き継がないものとし、その詳細については整備協議会において協議の上決定する。
- 6 職員の身分取扱い（第9条～第11条関係）
両病院の職員で希望する者は、財団の職員として雇用する。また、財団の労働条件は、医師会病院の労働条件を適用する。
- 7 基本構想等（第12条関係）
北部医療センターの基本構想又は基本計画は、整備協議会において協議の上決定する。
- 8 医療機能（第13条～第16条関係）
北部医療センターの医療機能は、急性期病床400床、回復期病床48床及び感染症病床2床による450床程度並びに両病院の診療科目等を維持すること等を基本とし、協議会において協議の上決定する。医師会病院の健診・検診機能及びちゅら海クリニックの機能は、北部医療センターに引き継ぐものとし、北部に所在する公立診療所は、原則として北部医療センターの附属診療所として位置付ける。
- 9 職員の派遣（第17条関係）
県は、北部医療センターの運営上必要がある場合、開院時から3年間を限度として財団へ職員を派遣し、なお必要があると認められる場合は派遣期間を延長する。

地域医療構想調整会議（沖縄県医療提供体制協議会）での合意

- 「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書」の締結後、基幹病院として北部医療圏における高度急性期医療及び急性期医療を担う公立沖縄北部医療センターの整備を進めるに当たっては、回復期病床が不足している同医療圏の状況にも同時にに対応する必要があった。
- このため、沖縄県では、同センターに回復期病床（地域包括ケア病棟）を48床整備し、当面の間、同センターが回復期病床を保有すること、同病床については同医療圏内の他の医療機関における地域包括ケア病棟の整備状況及び地域の医療需要を踏まえ、段階的に他の医療機関へ移行することとする案（※）を示し、地域の医療機関と協議を重ね、合意を得た後、厚生労働大臣の同意を得た。

※ 令和2年6月、厚生労働省の審議会である中央社会保険医療審議会において、再編・統合により400床以上となる場合、

①複数の病院の再編・統合であること、②いずれかの病院が地域包括ケア病棟を有していること、③地域の合意を得ていることが地域包括ケア病棟入院料の届出を認める要件となつたことを踏まえたもの。

令和3年6月

沖縄県北部医療圏にある回復期・慢性期の医療機関と複数回にわたり意見交換を行い、既存病床を転換し回復期病床（地域包括ケア病棟）を整備していく方向性について確認。

令和3年7月

地域医療構想調整会議（沖縄県医療提供体制協議会）において、①県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し新たに公立沖縄北部医療センターを整備すること、②医師会病院が保有している回復期リハビリテーション病床は整備しないこと、③同医療センター開院時は両病院が現在保有している地域包括ケア病棟48床を整備し、地域の医療機関の地域包括ケア病棟の整備状況等を踏まえ、段階的に移行していくことを合意。

令和4年3月

厚生労働大臣から特例病床を保有することについて同意を得る。

病院の新たな設置主体となる一部事務組合の設置等

- 公立沖縄北部医療センターについては、組織文化や職員の勤務条件など多くの面で異なる2つの病院を統合し、新たに1つの病院を創ることから、2つの病院が円滑に統合できるものでなければならないことを踏まえ、その設置主体、経営システムを検討してきた。
- 複数案を比較・検討した結果、雇用を維持し病院現場の自由度を高め効率的な経営を行うことが可能となるよう、設置主体は、沖縄県及び北部12市町村が構成団体となる一部事務組合立（※）とし、運営主体は、沖縄県、北部12市町村及び北部地区医師会が設立する一般財団法人とすることとなった。
※ 沖縄県が一部事務組合に参画することにより、北部医療センターが提供する救急医療や小児医療等のいわゆる不採算医療の提供等に関し安定的な財政支援が期待できること、北部12市町村が参画することにより、地域包括ケアシステムの推進を含め、保健・介護・福祉分野などの地域との連携が図りやすくなることなどの観点から、一部事務組合立とする案が採用された。
- 沖縄県及び北部12市町村は、令和5年4月に沖縄県北部医療組合を設立し、令和6年3月現在、同組合において病院の実施設計等に取り組んでいる。

令和2年7月 基本合意書で設置主体を県及び北部12市町村が設置する一部事務組合に決定

令和3年4月 沖縄県医療政策課内に北部医療センター整備推進室の設置
この間、県議会各会派、北部12市町村各議会に対し北部医療センターの進捗状況及び一部事務組合規約案について説明

令和4年11月 関係者による意思決定機関となる北部医療センター整備協議会で組合規約案の了承

令和4年12月 沖縄県及び北部12市町村の全ての議会で組合規約案の議決

令和5年1月 沖縄県及び北部12市町村間で沖縄県北部医療組合設立に関する協議書締結
総務大臣へ許可申請書の申請

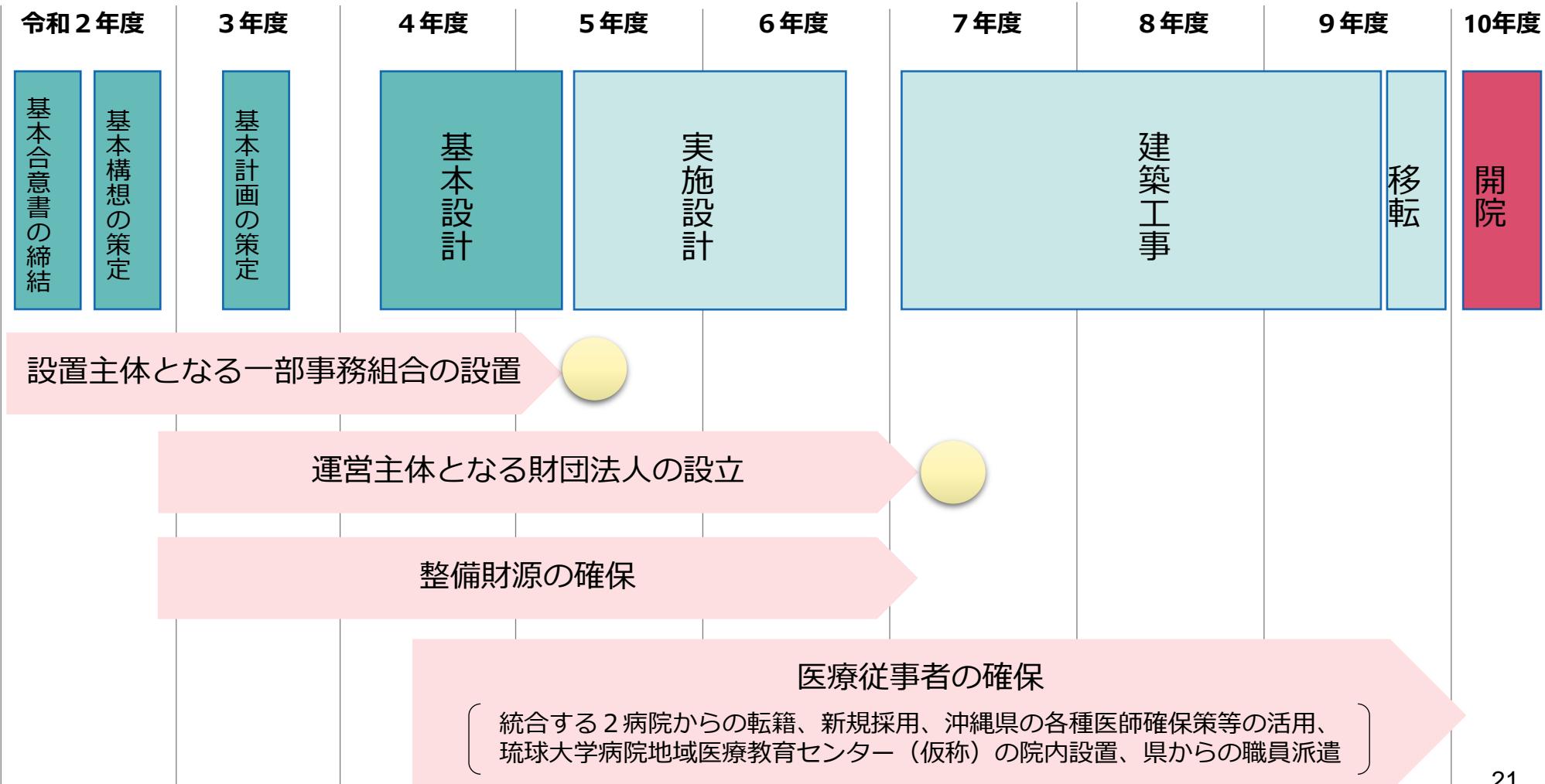
令和5年3月 総務大臣から許可

令和5年4月 沖縄県北部医療組合の設立

令和5年5月 北部医療センターの運営主体となる財団法人の令和7年度の設立に向け、設立者、出捐金、理事及び評議員、規程等に関することを専門的に検討・協議するため、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会に財団法人部会を設置し、協議を開始

令和10年度の開院を目指した公立沖縄北部医療センターの取組

- 公立沖縄北部医療センターの令和10年度の開院を目指し、設置主体の北部医療組合と連携し、実施設計、整備財源や医療従事者の確保の取組を実施している。



(詳細は厚生労働省ホームページを参照ください)

医療機関の機能転換・再編等の好事例

事例	構想区域の人口	概要	成果	支援策
■山形県(R5) 米沢市立病院、三友堂病院	21.2万人	・医師不足による救急医療の体制維持に課題がある中、市立病院(322床)と2つの民間病院(185床、120床)を再編し、米沢市立病院(263床)は急性期、三友堂病院(199床)は回復期・慢性期を担う体制とし、両病院を併設して連携を強化	・医療機関の併設による急性期と回復期・慢性期の連携強化 ・併設による転院動線の簡略化、エネルギーセンター・給食センター等の共有化	・地域医療介護総合確保基金 ・登録免許税・不動産取得税の税制優遇措置 ・都市構造再編集中支援事業費補助金(都市再生整備計画)
■兵庫県(R元) 県立丹波医療センター	10.9万人	・医療資源が分散し、病院の経営状況が悪化する中、県立病院(303床)と公的病院(95床)を再編し、急性期から回復期・終末期までの幅広い医療を担う中核病院(316床)を整備	・救急搬送受入件数の増加(約1500件(2病院)→約2000件) ・医師数の増加(62人(2病院)→78人)	・地域医療介護総合確保基金
■茨城県(H30) 茨城県西部メディカルセンター、さくらがわ地域医療センター	27.0万人	・医師の分散等により急性期機能が低下する中、2つの公立病院(399床、173床)と民間病院(79床)の再編により、急性期・二次救急対応を担う茨城県西部メディカルセンター(250床)、後方病院として回復期・慢性期に対応するさくらがわ地域医療センター(128床)に機能分化	・茨城県西部メディカルセンターに地域臨床教育センターを設置し、医師数の増加(17名(公立2病院)→30名(茨城県西部メディカルセンター)) ・救急搬送受入件数の増加(約1000件(公立2病院)→約2200件(茨城県西部メディカルセンター))	・地域医療再生基金
■埼玉県(H29) 県立小児医療センター、さいたま赤十字病院	128.1万人	・医師不足や周産期・救急医療の拠点不足という課題がある中、県立病院(300床)と公的病院(605床)を再編し、両病院(316床、632床)を併設して、総合周産期母子医療センターを協同運用	・ハイリスク母胎・ハイリスク新生児への対応が区域内で可能 ・併設によるヘリポート、職員食堂、職員用保育園等の共有化	・地域医療再生基金
■群馬県(H28) 国立病院機構渋川医療センター	11.6万人	・基幹病院がなく、多くの患者が他の医療圏に流出する中、公的病院(380床)と市立病院(154床)を再編して、急性期機能を拡充し、地域の中核病院(450床)を整備	・医師数の増加(40人(2病院)→58人) ・救急搬送受入件数の増加(約560件(2病院)→約1080件) ・手術件数の増加(約2.2倍)	・地域医療再生基金
■香川県(H28) 小豆島中央病院	3.0万人	・医師不足が続き、医療水準の維持が難しい中、2つの町立病院(111床、196床)を再編し、幅広い医療を提供する中核病院(225床)を整備	・島内での医療完結に向け救急医療の充実	・地域医療介護総合確保基金
■静岡県(H25) 中東遠総合医療センター、掛川東病院、袋井市立聖隸市民病院	47.6万人	・医師不足で医療資源が分散する中、隣接自治体の2つの市立病院(450床、400床)を再編し、急性期を中心とした中核病院(500床)を整備。また、市立2病院の跡地に回復期・慢性期を中心とした2つの後方支援病院(190床、150床)を整備	・医師数の増加(83名(市立2病院)→145名(中東遠総合医療センター))	・地域医療再生基金

都道府県担当者の皆さんへ

地域において**地域医療構想**の取り組みが進むよう、
厚生労働省はさまざまな**支援**を行っています。

1 地域別の病床機能等の見える化

病床機能報告上のデータを可視化して公表しています。

2 取組のモデル・好事例の紹介

地域の取組の好事例について紹介しています。

3 地域医療構想の実現に向けた 医療機能分化・連携支援事業

複数医療機関の再編を検討する場合、
重点支援区域及び再編検討区域として、地域における検討段階
から実現に向けた**支援**を行っています。
再編を検討している医療機関等からの相談窓口を設けています。

4 入院・外来機能の分化・連携推進等に 向けたデータ収集・分析事業

病床機能報告及び外来機能報告について、
データの収集及びデータの公表を行っています。

5 地域医療提供体制データ分析チーム 構築支援事業



地域医療構想の実現に向けて、現場感覚とマッチした
データ分析体制の構築を支援します。

6 地域医療連携推進法人制度の活用促進

地域の医療機関等の**機能分担**や**連携**を推進するため制度の
活用促進を図っています。



7 地域医療介護総合確保基金

地域医療構想の達成に向けた
医療機関の施設設備整備(病床の機能変更や病床数の変更など)
等に関する財政支援を行います。

8 税制上の優遇措置 (登録免許税、不動産取得税)

医療機関の開設者が、
医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機
関の再編に伴い取得した一定の不動産にかかる登録免許税、
不動産取得税を軽減する特例措置があります。

【登録免許税】 ※令和3年度創設（令和8年3月31日まで）

土地の所有権の移転登記 1,000分の10 (本則: 1,000分の20)

建物の所有権の保存登記 1,000分の2 (本則: 1,000分の4)

【不動産取得税】 ※令和4年度創設（令和6年3月31日まで）

※令和6年度税制改正大綱において、令和8年3月31日まで延長する旨明記

課税標準について価格の2分の1を控除

9 病床再編等の促進のための 特別償却制度

地域医療構想の実現のため、
民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却(取得価格の8%)ができます。

【対象設備】 病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）
をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 取得価格の8%

10 地域医療構想に係る優遇融資

独立行政法人福祉医療機構において、
地域医療構想の達成に向け、民間病院等を対象とした
建築・運転資金に関する優遇融資があります。



医療機関担当者の皆さんへ

地域において**地域医療構想**の取り組みが進むよう、
厚生労働省はさまざまな**支援**を行っています。

1 取組のモデル・好事例

地域の取組の好事例について紹介しています。

2 地域医療構想の実現に向けた 医療機能分化・連携支援事業

複数医療機関の再編を検討する場合、**重点支援区域**及び**再編検討区域**として地域における検討段階から実現に向けた支援を行っています。
再編を検討している医療機関等からの**相談窓口**を設けています。

3 地域医療連携推進法人制度の活用促進

地域の医療機関等の**機能分担**や**連携**を推進するため制度の活用促進を図っています。

4 地域医療介護総合確保基金

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設設備整備(病床の機能変更や病床数の変更など)等に関する**財政支援**を行います。

(参考)病床転換に対する財政支援の一例

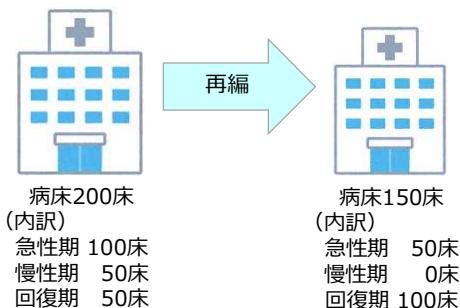
【病床転換にかかる施設整備費用の支援】

急性期病床を回復期病床に転換する際に必要な施設整備費

$$\text{回復期病床増床分 } 50\text{床} \times 9,000\text{千円}^{\ast 1} \times 1/2^{\ast 2} = 225,000\text{千円} \quad \textcircled{1}$$

※ 1 基準面積(25m²) × 基準単価(360千円) 標準単価であり都道府県によって異なる。

※ 2 補助率。都道府県によって異なる。



【病床減少を伴う再編にかかる費用の支援】

$$\text{病床減少分}^{\ast 3} 50\text{床} \times 1,824\text{千円}^{\ast 4} = 91,200\text{千円} \quad \textcircled{2}$$

※ 3 高度急性期、急性期、慢性期の各機能の病床減少から回復期機能への転換分等を除いた減少病床数

※ 4 病床稼働率により異なる。例示は病床稼働率70%以上80%未満の場合。

合計 ① + ② = 316,200千円の支援が可能

※上記は例であり、実際の補助額とは異なる場合があります。

※都道府県の地域医療構想に基づいた計画が補助の対象となります。

※病床の減少を伴わない場合でも補助の対象となる可能性はあります。詳細は都道府県所管部局にお問い合わせください。

5 税制上の優遇措置 (登録免許税、不動産取得税)

地域医療構想の達成のため、医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産にかかる登録免許税、不動産取得税を軽減する特例措置があります。

【登録免許税】 ※令和3年度創設（令和8年3月31日まで）

土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）

建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

【不動産取得税】 ※令和4年度創設（令和6年3月31日まで）

※令和6年度税制改正大綱において、令和8年3月31日まで延長する旨明記

課税標準について価格の2分の1を控除

6 病床再編等の促進のための 特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却（取得価格の8%）ができます。

【対象設備】 病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 取得価格の8%

7 地域医療構想に係る優遇融資

独立行政法人福祉医療機構において、
地域医療構想の達成に向け、民間病院等を対象とした建築・運転資金に関する
優遇融資があります。

都道府県の問い合わせ先はこちら



都道府県等の取組に関するチェックリスト

年 月 日記入

No.	ジャンル	項目一覧	回答	
1	病床機能報告	病床機能の分化及び連携について、病床機能報告制度によって、各医療機関が担っている病床機能の現状を分析しているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	病床機能報告	上記の項目1の分析の結果を踏まえ、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の医療需要と必要病床数を地域全体の状況として把握できているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	病床機能報告	各医療機関が地域における将来のあるべき姿に応じて検討できるような資料・データを都道府県が作成（各病床の機能を選択した医療機関の分布だけではなく、主な疾患における分布や、提供されている医療の内容に関する情報を含む。）し、構想区域における病床の機能区分ごとの医療機関の状況を整理しているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	病床機能報告	病床機能報告の内容等については、詳細な分析や検討が行われないまま、回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足していると誤解させる事態が生じていることから、地域の医療機能を適切に把握するため、地域医療構想調整会議において定量的な基準の導入に係る議論を行っているか。（平成30年8月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	病床機能報告	都道府県は、病床機能報告の対象医療機関の未報告の状況を把握した場合には、当該医療機関に対して、病床機能報告を提出するように求めたり、期間を定めて病床機能報告を提出するよう命令するなど、未報告医療機関の状況に応じた必要な対応を行っているか。（平成30年2月通知、令和2年1月通知、令和5年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	病床機能報告	病床機能報告に基づく病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量との比較・把握・分析を行い、進捗状況を検証しているか。（ガイドライン、令和5年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	病床機能報告	上記の項目6の検証の結果を踏まえ、データの特性だけでは説明できない差異が生じている場合は、地域医療構想調整会議においてその要因の分析及び評価を行い、必要に応じて地域医療構想を見直すこととしているが、実施できているか。（ガイドライン、令和5年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8	地域医療構想調整会議	毎年取りまとめる病床機能報告等の結果を踏まえて、地域の医療提供体制の現状と将来自目指すべき姿の認識について共有できているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9	地域医療構想調整会議	地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能について議論し、不足している病床機能への対応（過剰となると見込まれる病床機能からの転換を含む。）について、具体的な対応策を検討し、地域医療構想調整会議に提示できているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
10	地域医療構想調整会議	在宅医療を含む地域包括ケアシステムへの対応や医療従事者の確保、診療科ごとの連携など、入院医療のみならず地域医療構想に密接に関わる他の医療分野と横断的な検討ができているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
11	地域医療構想調整会議	都道府県単位の地域医療構想調整会議を開催し、各構想区域における地域医療構想調整会議の運用や議論の進捗状況、抱える課題解決、病床機能報告等から得られるデータの分析、構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること等について協議できているか。（平成30年6月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
12	地域医療構想調整会議	地域医療構想調整会議の年間スケジュールを計画し、最低でも年4回はオンライン開催を含めて地域医療構想調整会議を開催できているか。（平成30年6月通知、令和4年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

13	地域医療構想調整会議	地域医療構想調整会議の参加者について、地域医療構想は幅広い関係者の理解を得て達成を推進する必要があるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとすることが望ましいとされているが、これを踏まえ、公平かつ公正に参加者を選定できているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
14	地域医療構想調整会議	地域医療構想調整会議の参加を求めなかった病院・有床診療所や参加できなかった関係団体等に対しても書面・メールでの意見提出などにより、幅広く意見表明の機会を設けることが望ましいが、そのような機会を設けているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
15	地域医療構想調整会議	地域医療構想アドバイザーと連携して地域医療構想の達成に向けた検討を行っているか。（平成30年6月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
16	都道府県知事の権限	病床機能報告において、2025年において既に病床数の必要量に達している病床の機能区分に転換を予定している医療機関の開設者又は管理者に対して、都道府県知事への理由書提出、調整会議での協議への参加、都道府県医療審議会での理由等の説明を求める上で、過剰な病床機能に転換しないことを、公的医療機関等に対しては命令し、公的医療機関等以外の医療機関に対しては要請する等、医療機関の状況に応じて必要な対応を行っているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
17	都道府県知事の権限	都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能区分に係る医療提供について、公的医療機関等に対しては指示し、公的医療機関等以外の医療機関に対しては要請することとしているが、医療機関の状況に応じて必要な対応を行っているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
18	都道府県知事の権限	新たに整備（開設、増床、種別変更）される病床が担う予定の機能区分が、2025年において既に病床数の必要量に達している病床の機能区分であった場合、新たに病床を整備しようとしている医療機関に対して、当該医療機関の所在地を含む構想区域において、2025年の病床数の必要量に達していない医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与することとされているが、医療機関の状況に応じて必要な対応を行っているか。（平成30年2月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
19	都道府県知事の権限	病床過剰地域において、非稼働病棟等をしている医療機関に対して、地域医療構想調整会議で非稼働の理由等の説明を求めた上で、当該病棟等の維持の必要性が乏しい場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、非稼働病床の削減について、公的医療機関等に対しては命令し、公的医療機関等以外の医療機関に対しては要請することとしているが、医療機関の状況に応じて必要な対応を行っているか。（ガイドライン、平成30年2月通知、令和5年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
20	周知・啓発	地域住民が医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとるためには、地域医療構想の評価や見直しの客観性及び透明性を高める必要があることから、ホームページ等で地域医療構想に係る情報について遅滞なくかつ分かりやすく公表できているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
21	周知・啓発	地域医療構想調整会議の参加者及び事務局の認識を共有するための研修会を、都道府県主催で開催しているか。（平成30年6月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
22	周知・啓発	民間医療機関に、建替え、増改築を含めた地域医療構想の取組を推進するために有用であると考えられる地域医療介護総合確保基金や税制優遇措置等について情報提供し、地域医療構想に係る民間医療機関の理解を深めるために、地域医療構想に係る医療機関向け勉強会を開催しているか。（令和5年1月事務連絡）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
23	周知・啓発	上記の項目22の医療機関向け勉強会の開催に際して、地域の地方銀行に、勉強会の趣旨及び概要を説明し、勉強会への参画の提案・意見交換を行っているか。（令和5年1月事務連絡）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
24	周知・啓発	民間を含む医療機関の再編について、（2025年までに完了となる）再編計画の認定制度及び認定された再編計画に基づき取得した不動産に係る税制優遇措置（登録免許税及び不動産取得税の軽減措置）があることを周知しているか。（令和3年5月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
25	地域医療構想の更なる推進	都道府県別・構想区域ごとに、都道府県別・構想区域別に公表された病床機能報告上の病床数と必要量、医療機関の診療実績、医師数等のデータを活用し、定量的な分析、課題解決に向けた実効性のある検討、地域医療構想調整会議において分析・議論の活性化を目指した効果的な議論等を実施しているか。（令和6年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
26	地域医療構想の更なる推進	都道府県の取組の好事例及び医療機関における病床機能の転換、再編統合等の好事例を活用し、2025年までの地域医療構想の取組の更なる推進の検討を進められているか。（令和6年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

27	地域医療構想の更なる推進	医療機関において国の支援策を効果的に活用し、地域医療構想の取組が滞りなく効果的に進められるため、地域医療構想調整会議における医療機関向けリーフレットの配布等を通じて、医療機関等に周知できているか。（令和6年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
28	その他	定期的に地域医療構想の進捗確認を行い、進捗状況が芳しくない場合にはその原因について考察を行い、目標設定が適切でない場合には必要に応じて目標を修正できているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
29	その他	重点支援区域の設定の要否を、適宜、地域医療構想調整会議で判断しているか。（令和4年3月通知、令和5年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
30	その他	再編検討区域の設定の要否を、適宜、都道府県で判断しているか。（令和5年3月通知）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
31	その他	各地域の実情に応じたデータ分析を行うため、地域医療構想の策定及び実現に必要な企画や立案ができるデータ分析体制が構築されているか。（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

集計結果	ジャンル	回答	
		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	病床機能報告		
	地域医療構想調整会議		
	都道府県知事の権限		
	周知・啓発		
	地域医療構想の更なる推進		
	その他		
	合計	0	0

（注）上記チェックリスト中における通知等の略称について、正式名称は以下のとおりである。

ガイドライン… 地域医療構想策定ガイドライン（平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局通知別添）

平成30年2月通知… 地域医療構想の進め方について（平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

平成30年6月通知… 地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について（平成30年6月22日付け医政地発0622第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

平成30年8月通知… 地域医療構想調整会議の活性化のための定量的な基準の導入について（平成30年8月16日付け医政地発0816第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

令和2年1月通知… 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局通知）

令和3年5月通知… 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（令和3年5月28日付け医政発0528第2号厚生労働省医政局通知）

令和4年3月通知… 地域医療構想の進め方について（令和4年3月24日付け医政発0324第6号厚生労働省医政局通知）

令和5年1月事務連絡… 地域医療構想に係る医療機関向け勉強会の実施について（令和5年1月16日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）

令和5年3月通知… 地域医療構想の進め方について（令和5年3月31日付け医政地発0331第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

令和6年3月通知… 2025年に向けた地域医療構想の進め方について（令和6年3月28日付け医政発0328第3号厚生労働省医政局通知）